

# 遠賀・中間地域広域行政事務組合 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 【概要版】

中 間 市  
水 巻 町  
芦 屋 町  
岡 垣 町  
遠 賀 町

遠賀・中間地域広域行政事務組合

平成30年3月

# 目 次

|                     |    |
|---------------------|----|
| 第1章 計画策定の基本的事項      | 1  |
| 第1節 計画策定の趣旨・目的      | 1  |
| 第2節 計画の位置づけ         | 2  |
| 第3節 計画の期間・目標年度      | 3  |
| 第4節 計画の範囲           | 3  |
| 第2章 地域の概要           | 4  |
| 第3章 ごみ処理・処分の現状と課題   | 6  |
| 第1節 ごみ処理・処分の現状      | 6  |
| 第2節 ごみ処理・処分の課題      | 27 |
| 第4章 人口及びごみ排出量等の将来予測 | 28 |
| 第1節 人口の将来予測         | 28 |
| 第2節 ごみ排出量の将来予測      | 29 |
| 第5章 ごみ減量化等の数値目標     | 30 |
| 第1節 国・県等の一般廃棄物減量化目標 | 30 |
| 第2節 本組合地域における数値目標   | 31 |
| 第6章 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 | 35 |
| 第1節 基本方針            | 35 |
| 第2節 ごみの計画処理区域と処理主体  | 36 |
| 第3節 排出抑制・再資源化計画     | 37 |
| 第4節 収集・運搬計画         | 39 |
| 第5節 中間処理計画          | 40 |
| 第6節 最終処分計画          | 40 |
| 第7節 その他の計画          | 41 |

# 第1章 計画策定の基本的事項

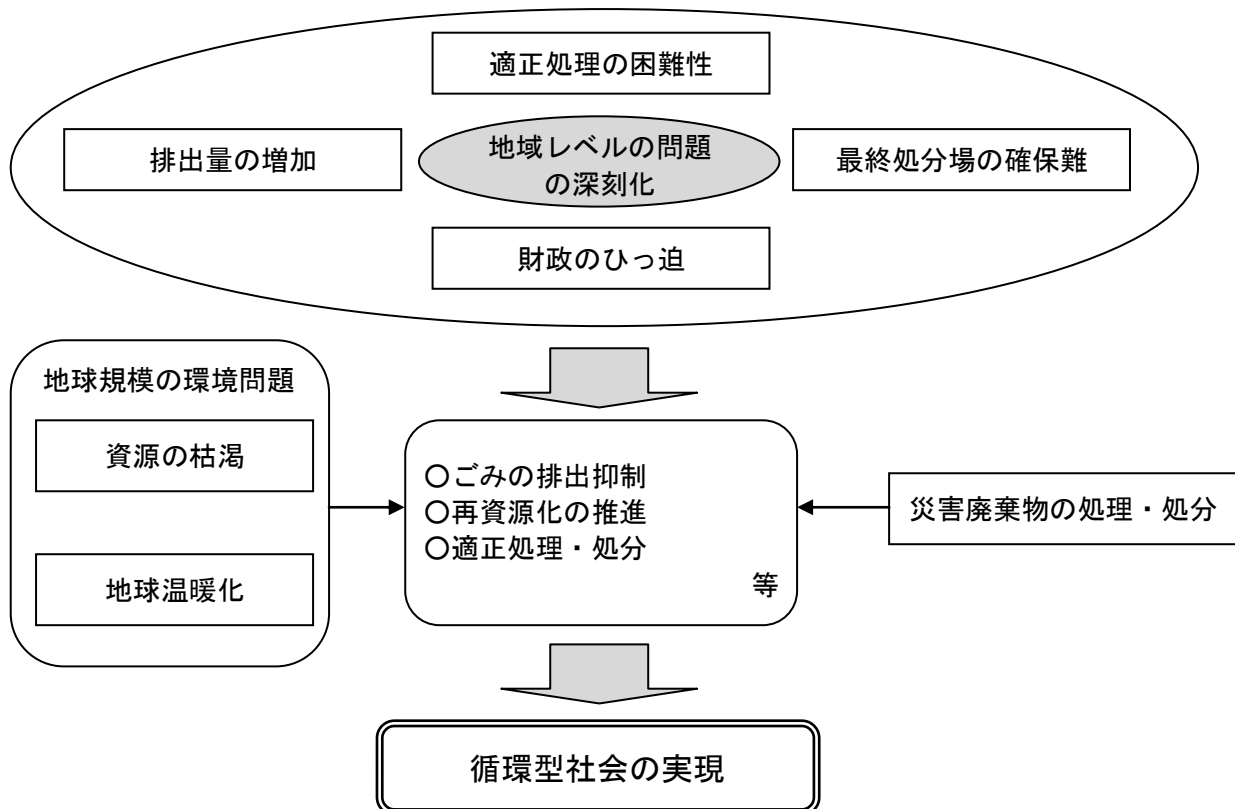
## 第1節 計画策定の趣旨・目的

これまでの廃棄物処理は、廃棄物を適正に処理することにより、生活環境を保全し公衆衛生の向上を図ることに主眼を置いてきました。しかし、私たちが生活の豊かさを求める結果、ごみは質的に多様化し、その排出量は増加しつづけ、ごみの適正処理の困難性や最終処分場の確保難、市町村財政のひっ迫など地域レベルの問題が深刻化するとともに、資源の枯渇や温暖化など地球規模での環境問題にも影響を及ぼすこととなっています。そこで、これらの問題を解決するため、私たちのライフスタイルや経済活動の見直しなど資源を大切にする循環型社会への転換を目指す動きが活発になってきているところです。さらに、近年は排出抑制や再使用に重点を置いた循環型社会のあり方や再生可能エネルギーの確保を目指すようになってきているほか、多発する自然災害により生じる廃棄物の処理・処分も考慮した対応が切実な問題となっています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定により、市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならないこととされています。

一般廃棄物処理計画は、①長期的かつ総合的な視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）、②これに基づき年度ごとに一般廃棄物の収集、運搬及び処分について定める計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成されるものであり、それぞれ、ごみに関する部分（ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画）及び生活排水に関する部分（生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画）から構成されています（廃棄物処理法施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3の規定）。

今回策定する計画は、遠賀・中間地域広域行政事務組合を構成する1市4町（中間市、水巻町、芦屋町、岡垣町、遠賀町）から発生する一般廃棄物（ごみ）について適正に処理・処分することを目的として策定する「ごみ処理基本計画」に該当するものです。



## 第2節 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物処理法第6条第1項」の規定に基づき策定するものであり、本組合における一般廃棄物（ごみ）処理事業の最上位計画とします。

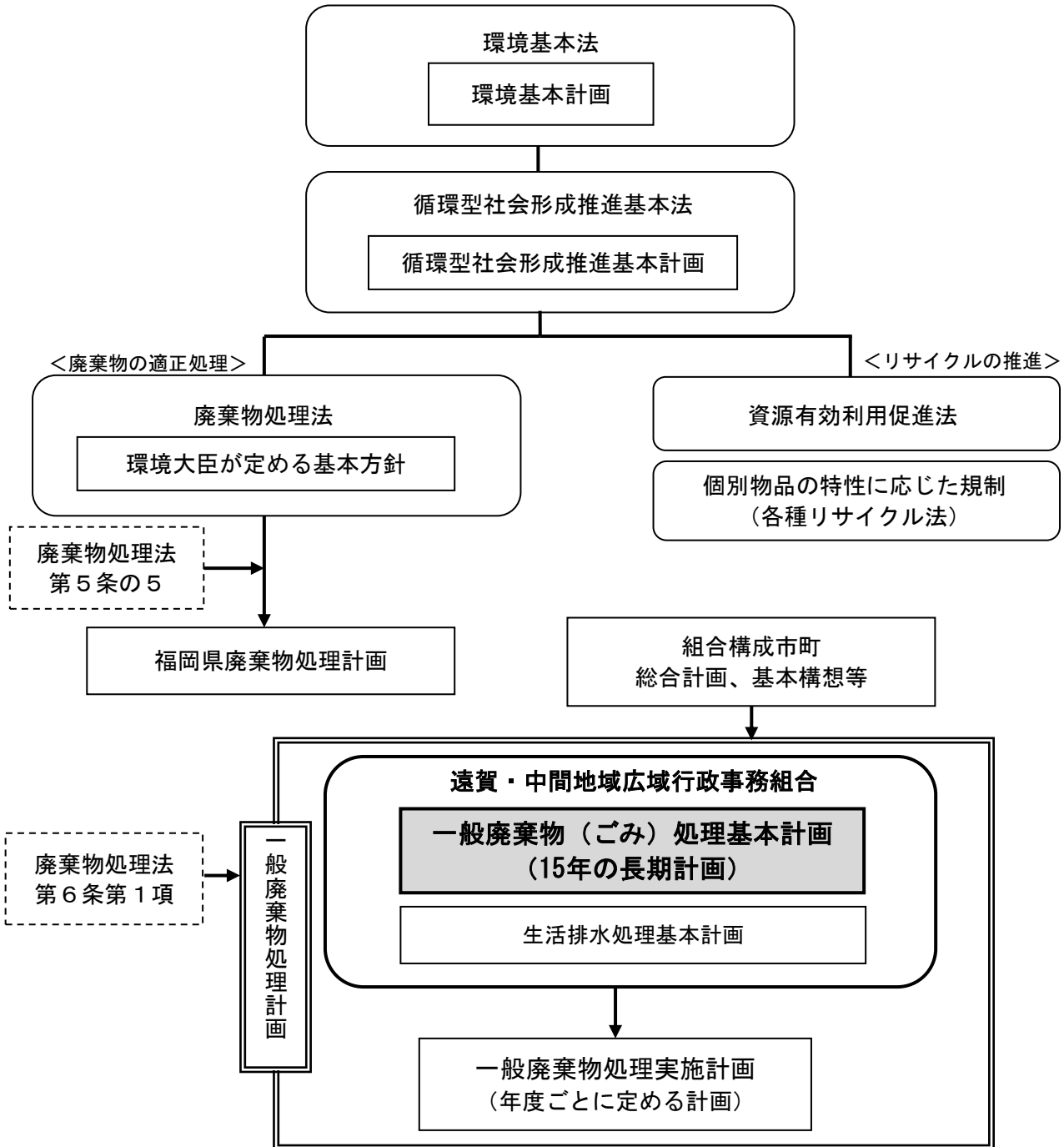


図1-1 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の位置づけ

### 第3節 計画の期間・目標年度

本計画では、平成29年度を初年度とし、目標年度を平成43年度とした15年間を計画期間とします。また、概ね5年ごとに中間目標年度を設定し、計画の進捗状況の評価を行い、計画を見直します。なお、一般廃棄物処理・処分等に関わる諸条件に大きな変動があった場合なども、必要に応じて見直すものとします。

表1-1 計画の期間・目標年度

| 区分\平成年度 |        | 29       | 30    | 31    | 32    | 33       | 34    | 35    | 36    | 37       | 38    | 39    | 40    | 41       | 42    | 43 |   |
|---------|--------|----------|-------|-------|-------|----------|-------|-------|-------|----------|-------|-------|-------|----------|-------|----|---|
| 本計画     | 策定年度   | ●        |       |       |       |          |       |       |       |          |       |       |       |          |       |    |   |
|         | 計画の期間  | ←        | ----- | ----- | ----- | -----    | ----- | ----- | ----- | -----    | ----- | ----- | ----- | -----    | ----- | →  |   |
|         | 計画目標年度 |          |       |       |       |          |       |       |       |          |       |       |       |          |       |    | ● |
|         | 中間目標年度 |          |       |       |       | ○        |       |       |       |          | ○     |       |       |          |       |    |   |
|         |        | (2017年度) |       |       |       | (2021年度) |       |       |       | (2026年度) |       |       |       | (2031年度) |       |    |   |

### 第4節 計画の範囲

本計画では、市町村の処理責任に位置付けられている一般廃棄物のうち、「ごみ」を対象とします。

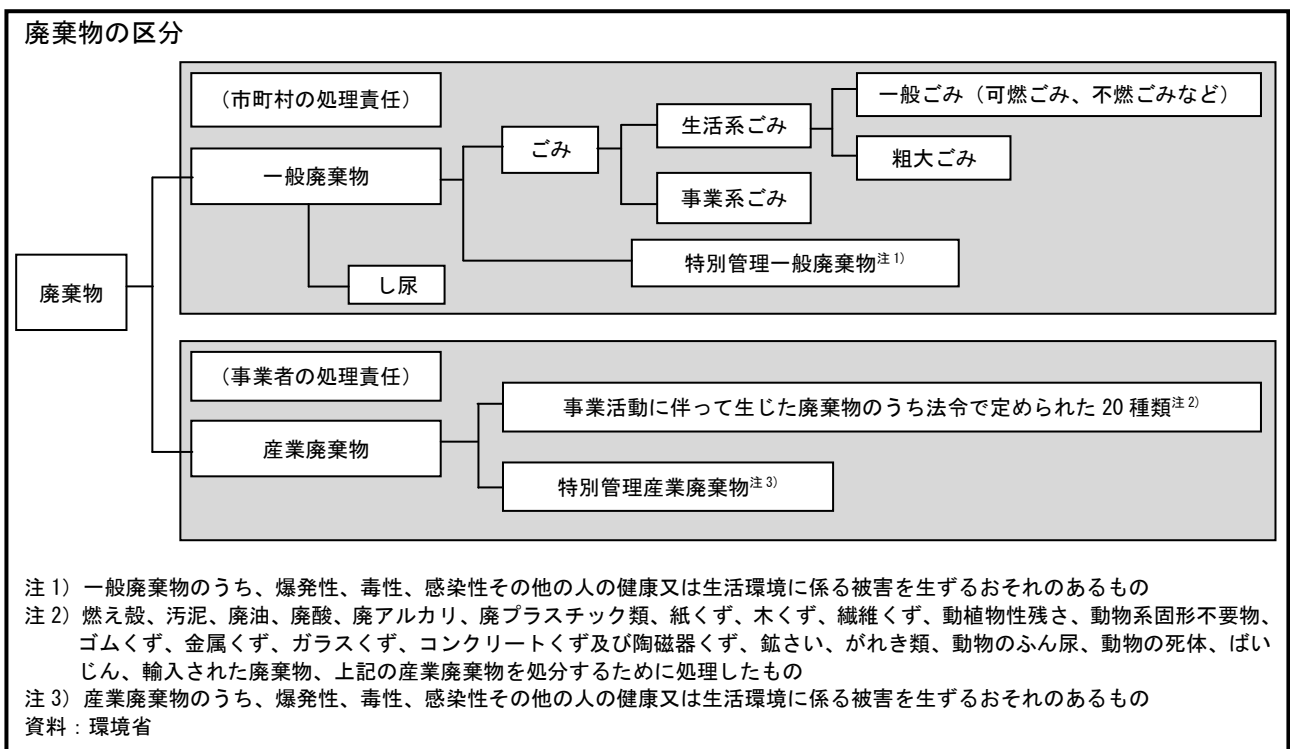


図1-2 計画対象の廃棄物

## 第2章 地域の概要

遠賀・中間地域広域行政事務組合は、1市4町（中間市、水巻町、芦屋町、岡垣町、遠賀町）の全域を対象として、ごみの収集運搬とし尿の収集運搬及び一般廃棄物処理施設（ごみ中継施設、リサイクルプラザ、し尿処理施設）の管理・運営を行っています。

中間市は、福岡県の北部に位置し、北九州市と遠賀郡、鞍手郡に接しています。市の中央をちょうど南北に一級河川の遠賀川が流れていることから、市域は通称「川東（かわひがし）」と「川西（かわにし）」に分かれています。北九州市側となる川東には、なだらかな丘陵を背景に閑静な住宅地と商業地などを形成し、市の人口の9割が集中しています。川西の広々とした平野部には、美しくのどかな田園風景が広がり、市の振興方針による工場団地が立地しています。

水巻町は、福岡県の北部に位置し、面積は11.01km<sup>2</sup>で、東は北九州市に隣接し、西は遠賀川に挟まれた南北に細長い町です。町の中央部に標高100mの小高い丘陵地があり、周囲は平坦で低湿な沖積地で、平野の中央を曲川（まがりがわ）が流れています。一帯の土地は海岸線が近く、遠賀川の氾濫（はんらん）によって沖積土が厚く堆積し、地味肥よくで、そのうえ気候も温暖なために米・野菜の栽培に適しています。遠賀川のほとりでは、秋には紅・ピンク・白のコスモスが咲き誇り、私たちの心を和ませてくれます。

芦屋町は、東を北九州市に隣接し、響灘を望む遠賀川の河口に広がる町です。町の中央部を流れる遠賀川を挟んで両極端な海岸線は、東側は奇岩景勝の磯を形成し、西側は白砂青松のなだらかな海岸となっています。いずれも多く多くの観光客を集め、北九州都市圏の海洋レジャータウンとなっています。

岡垣町は、福岡県の北部で北九州市と福岡市の中間に位置しています。町域は東西に10.4km、南北に8.6kmで面積は48.64km<sup>2</sup>となっています。北部は響灘に面し、12kmもの松林が続く三里松原が美しい海岸を形成されていて、昭和31年、玄海国立公園に指定されました。南西部の宗像市との境界には300～400m級の山々が連なり、町の豊かな水源となっています。中央部には汐入川、東部には矢矧川が流れ、両河川の流域は農産物の産地になっています。西部・中部・東部は平野で、田園と住宅地域が広がっています。中心部には国道3号とJR鹿児島本線が通り、北九州市と福岡市を結ぶ町の主要な交通網となっています。

遠賀町は、遠賀平野の中心に位置し、古くから農耕文化が栄え、現在でも稲作を中心にイチゴやフキノなど施設園芸も行なわれています。また、西端部には南北に遠賀山系が連なり、分水嶺として、西川、戸切川等が南北に流れ遠賀川で交わり響灘に注いでいます。

出典：中間市ホームページ 位置と面積  
水巻町ホームページ 地勢  
芦屋町ホームページ 地勢  
岡垣町第2次環境ビジョン 第2章基本的事項  
遠賀町ホームページ 地勢

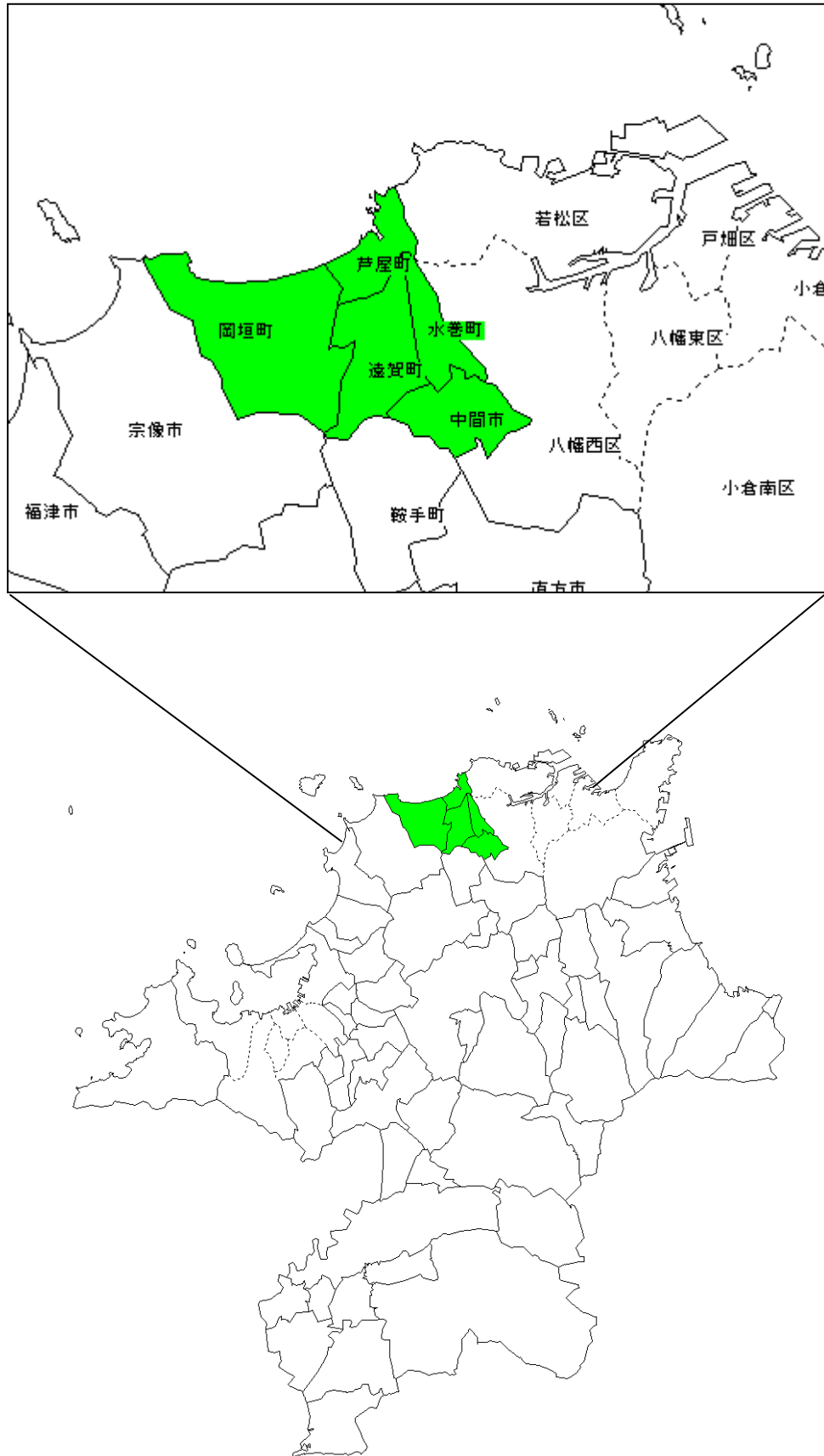


図 2 - 1 組合を構成する 1 市 4 町の位置

### 第3章 ごみ処理・処分の現状と課題

#### 第1節 ごみ処理・処分の現状

##### 1. 管理・運営体制

本組合地域における、ごみ処理に関する管理・運営体制は次のとおりです。

収集・運搬は本組合が主体となって実施しています（運営形態は許可及び委託）。

中間処理のうち、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみの破碎・選別・圧縮及びこれらの中間処理により発生する不燃残渣、埋立残渣の最終処分は本組合が実施しています。

一方、可燃ごみ（不燃ごみ、粗大ごみの中間処理により発生する破碎可燃残渣を含む）については、「遠賀・中間地域広域行政事務組合構成市町内から発生する一般廃棄物の処理に関する基本協定書（以下、「基本協定書」という。）」に基づき北九州市へ焼却処理及び焼却残渣の最終処分を委託しており、本組合では中継施設における圧縮・積み替えを実施しています。

表3-1 本組合におけるごみ処理に関する管理・運営体制（平成28年度）

| 区 分          | 体 制  |                     | 実施主体                 | 運営形態 |
|--------------|------|---------------------|----------------------|------|
|              | 可燃ごみ | 不燃ごみ                |                      |      |
| 収集・運搬        | 可燃ごみ | 遠賀・中間地域<br>広域行政事務組合 | 許可及び委託               |      |
|              | 不燃ごみ |                     |                      |      |
|              | 粗大ごみ |                     |                      |      |
|              | 資源ごみ |                     |                      |      |
| 中間処理<br>最終処分 | 可燃ごみ | 遠賀・中間地域<br>広域行政事務組合 | 基本協定書に基づき<br>北九州市へ委託 |      |
|              | 不燃ごみ | 遠賀・中間地域<br>広域行政事務組合 | 直営                   |      |
|              | 粗大ごみ |                     |                      |      |
|              | 資源ごみ |                     |                      |      |



## 2. 収集・運搬状況

本組合地域における収集・運搬の状況は次のとおりです。収集・運搬は本組合が実施しており、分別の種類等は構成市町で同一となっています。

表 3-2 収集・運搬体制

| 種類    |                 | 収集主体 | 収集区域                  | 収集回数           | 収集容器           | 収集方法           |
|-------|-----------------|------|-----------------------|----------------|----------------|----------------|
| 生活系ごみ | 可燃ごみ            | 組合   | 管内全域                  | 週 2 回          | 指定袋            | ステーション         |
|       | 不燃ごみ            |      |                       | 月 1 回          |                |                |
|       | ビン・カン           |      |                       | 月 2 回          |                |                |
|       | プラスチック製<br>容器包装 |      |                       | 月 2 回          |                |                |
|       | 粗大ごみ            |      |                       | 月 1 回          | 指定シール          | 戸別収集           |
|       | 拠点回収<br>資源物     |      |                       | ペットボトル         | 随時             | 回収<br>ボックス     |
| 紙パック  |                 |      |                       |                |                |                |
| 食品トレイ |                 |      |                       |                |                |                |
| 事業系ごみ | 可燃ごみ            | 許可業者 | 管内全域<br>(業者毎<br>指定区域) | 許可業者との<br>収集契約 | 指定袋            | 許可業者との<br>収集契約 |
|       | 不燃ごみ            |      |                       |                |                |                |
|       | ビン・カン           |      |                       |                |                |                |
| 自己搬入  | 可燃ごみ            | 排出者  | 管内全域                  | 必要の都度          | 飛散・流出<br>しない方法 |                |
|       | 不燃ごみ            |      |                       |                |                |                |
|       | 粗大ごみ            |      |                       |                |                |                |

## 3. ごみ処理・処分体制

現在のごみ処理・処分体制は、次のとおりです。

本組合地域において発生する可燃ごみは、遠賀・中間リレーセンターへ搬入し、圧縮・積み替えを行い、焼却処理（溶融処理を含む）及び焼却残渣の最終処分については基本協定書に基づき北九州市へ委託しています。なお、新聞紙・雑誌・段ボールは民間業者へ売却し、木材・草・剪定枝については民間許可業者への処理委託を通じて資源化を行っています。

不燃ごみ及び粗大ごみは、遠賀・中間リレーセンターへ搬入し、破碎・剪断・圧縮等の中間処理を行い、鉄・アルミ等の資源物を回収後、可燃残渣については可燃ごみとともに北九州市へ搬出し、不燃残渣については、組合最終処分場にて最終処分を行っています。なお、回収した資源物（使用済小型家電・鉄・アルミ・乾電池・蛍光灯・水銀体温計等）については民間業者への売却や処理委託を通じて資源化を行っています。

資源ごみ（集団回収を除く）については、中間・遠賀リサイクルプラザへ搬入し選別・圧縮・再生処理等の中間処理を行い、資源化できるものは可能な限り資源化を行っています。発生する可燃残渣及び不燃残渣は遠賀・中間リレーセンターへ搬出し、同施設で発生する残渣と同様の処理を行っています。また、埋立残渣は組合最終処分場にて最終処分を行っています。

#### 4. ごみ処理施設の概要

本組合が所管するごみ処理施設の概要は、次のとおりです。

表 3-3 ごみ処理施設の概要

| 施設名    | 遠賀・中間リレーセンター             |                            |
|--------|--------------------------|----------------------------|
| 所在地    | 遠賀郡岡垣町大字糠塚 103 番地の 1     |                            |
| 敷地面積   | 土地 25,725 m <sup>2</sup> | 建物 9,817.71 m <sup>2</sup> |
| 供用開始年月 | 平成 19 年 4 月 1 日          |                            |
| 処理方式   | コンパクト方式                  |                            |
| 処理能力   | 可燃ごみ中継処理施設               | 199 t/日                    |
|        | 不燃・粗大ごみ資源化処理施設           | 24 t/日                     |
| 運転管理体制 | 直営及び委託                   |                            |

| 施設名    | 中間・遠賀リサイクルプラザ            |                            |
|--------|--------------------------|----------------------------|
| 所在地    | 中間市大字垣生 1300 番地          |                            |
| 敷地面積   | 土地 29,679 m <sup>2</sup> | 建物 6,028.07 m <sup>2</sup> |
| 供用開始年月 | 平成 13 年 4 月 1 日          |                            |
| 処理能力   | ビン・カン選別ライン               | 19t/日                      |
|        | ペットボトル・紙パック選別ライン         | 3t/日                       |
|        | 白色トレイ貯留ヤード               | 1t/日                       |
|        | その他プラスチックストックヤード         | 4.6t/日                     |
| 運転管理体制 | 直営及び委託                   |                            |

| 施設名    | 最終処分場                          |                       |
|--------|--------------------------------|-----------------------|
| 所在地    | 遠賀郡岡垣町大字戸切 1711 番地             |                       |
| 敷地面積   | 最終処分場（埋め立て地）                   | 29,058 m <sup>2</sup> |
|        | 浸出液処理施設                        | 195.65 m <sup>2</sup> |
| 処理能力   | 110 m <sup>3</sup> /日（浸出液処理施設） |                       |
| 運転管理体制 | 直営及び委託                         |                       |

5. 排出抑制・再資源化への取り組み状況

排出抑制・再資源化に関する取り組みについて整理すると、次のとおりです。

表3-4 排出抑制・再資源化への取り組み状況

| 内容    |   | 概要   |
|-------|---|--|
| 生活系ごみ | 生活系ごみの指定袋制度<br>(可燃、不燃、ビン・カン、プラスチック製容器包装、粗大) | 生活系ごみの有料指定袋制度により、分別の徹底による資源化の促進、排出の抑制を図るとともに、排出段階での手数料負担等廃棄物処理に対する意識の啓発を図る。  |
|       | 厨芥類の排出抑制・資源化                                | 厨芥類処理容器、機器等への助成制度により、排出抑制と資源化を促進する。<br>また、水切りによる減量化の促進のため広報誌等による住民周知を徹底する。   |
|       | 集団資源回収事業                                    | 各種団体の資源回収に対する助成制度により、排出抑制と資源化を促進する。<br>※回収品目は新聞紙・雑誌類・段ボール・雑紙・古布・ビン・カン  |
|       | 容器包装廃棄物の回収・資源化                              | プラスチック製容器包装の指定袋による分別収集、ペットボトル・紙パック・食品トレイの拠点回収により、資源化を推進する。   |
| 事業系ごみ | 事業系ごみの指定袋制度<br>(可燃、不燃、ビン、カン)                | 事業系ごみの有料指定袋制度により、分別の徹底による資源化の促進、排出の抑制を図るとともに、排出事業者の処理責任に基づく料金負担等により廃棄物処理に対する意識の啓発を図る。  |
|       | 搬入制限、資源化の誘導                                 | 事業系ごみ(自己搬入含む)のうち排出抑制、資源化が可能なものについて、搬入の制限、資源化業者への誘導等により、処理量の削減を図る。  |
| その他   | 施設処理による資源化                                  | <p>【遠賀・中間リレーセンター】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○不燃ごみ、粗大ごみ：破砕処理後に金属回収を行い、民間業者への売却を通じて資源化を行う。</li> <li>○新聞紙・雑誌類・段ボール等：可能な限り選別し、民間業者への売却を通じて資源化を行う。</li> <li>○草、剪定枝、木材、竹等：可能な限り選別し、処理許可業者への資源化処理(チップ化、堆肥化)委託を行う。</li> <li>○使用済小型電子機器等：可能な限り選別し、認定事業者での資源化を行う。</li> <li>○古着：可能な限り選別し、民間業者へ引き渡し資源化を行う。</li> <li>○再生可能な家具類：中間・遠賀リサイクルプラザに搬送し、再生品家具類として抽選販売を行う。</li> </ul> <p>【中間・遠賀リサイクルプラザ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ビン・カン：選別処理後に民間業者への売却を通じて資源化を行う。</li> <li>○プラスチック製容器包装、ペットボトル、食品トレイ：容器包装リサイクル法に基づき資源化を行う。</li> <li>○紙パック：選別処理後に北九州市の製紙会社によってトイレットペーパーへのリサイクルを行う。</li> <li>○再生品家具類：抽選販売を行うことによりリユース、リサイクルの取り組みを促進する。</li> </ul> |
|       | ごみ排出抑制・資源化促進のための啓発活動                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○リサイクル啓発事業の実施</li> <li>○リサイクルプラザ、リレーセンター等の施設見学の受入</li> <li>○住民、諸団体、事業所に対する減量化・資源化指導</li> <li>○その他広報活動や情報提供</li> </ul>   |

出典：平成29年度一般廃棄物処理実施計画

## 6. 処理・処分状況

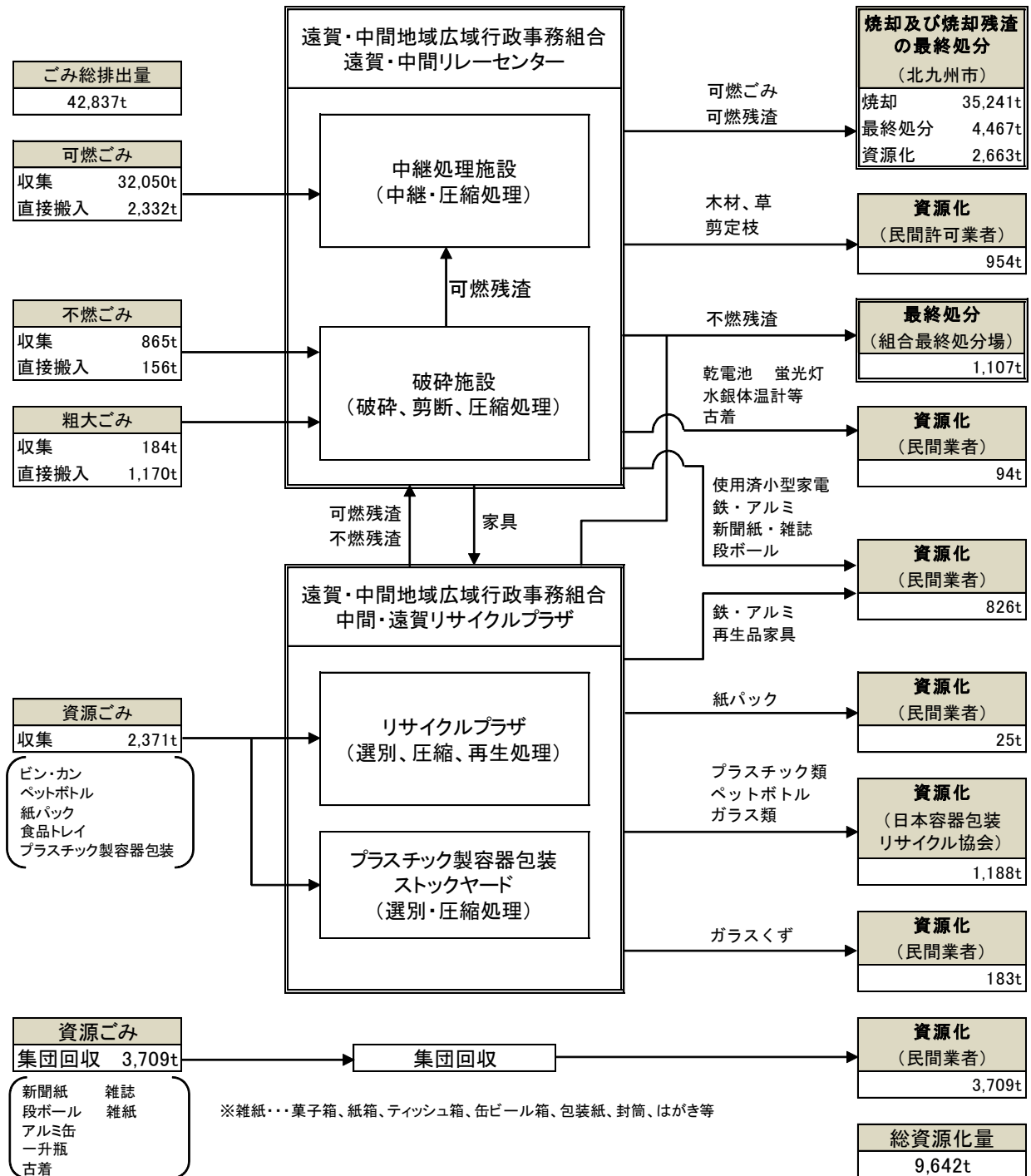
### 1) ごみ処理・処分フロー

組合全体及び構成市町における平成 28 年度のごみ処理の流れをフロー図で示すと、次のとおりです。

#### (1) 組合全体

ごみ排出量 42,837t に対して、集団回収量 3,709t を除いた 39,128t が中間処理されており、このうち基本協定書に基づき 35,241t が北九州市で焼却処理され、その後 4,467t が焼却残渣として最終処分されています。

一方、本組合では不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみについて資源化等の中間処理を行っており、総資源化量は、集団回収量及び北九州市における焼却処理後の資源化量を含め、排出量の約 22.5% に当たる 9,642t となっています。本組合の最終処分場における最終処分量は 1,107t となっています。



※ ごみ処理は年度内で完結しないため、排出量と処理量の合計は一致しない。

図 3-1-1 ごみ処理・処分フロー (組合全体：平成 28 年度)

(2) 中間市

ごみ排出量 13,200t に対して、集団回収量 1,267t を除いた 11,933t が中間処理されており、このうち基本協定書に基づき 10,797t が北九州市で焼却処理され、その後 1,369t が焼却残渣として最終処分されています。

一方、組合では不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみについて資源化等の中間処理を行っており、総資源化量は、集団回収量及び北九州市における焼却処理後の資源化量を含め、排出量の約 23.1% に当たる 3,050t となっています。組合最終処分場における最終処分量は 308t となっています。

(3) 水巻町

ごみ排出量 9,175t に対して、集団回収量 627t を除いた 8,548t が中間処理されており、このうち基本協定書に基づき 7,755t が北九州市で焼却処理され、その後 983t が焼却残渣として最終処分されています。

一方、組合では不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみについて資源化等の中間処理を行っており、総資源化量は、集団回収量及び北九州市における焼却処理後の資源化量を含め、排出量の約 20.9% に当たる 1,918t となっています。組合最終処分場における最終処分量は 219t となっています。

(4) 芦屋町

ごみ排出量 4,404t に対して、集団回収量 445t を除いた 3,959t が中間処理されており、このうち基本協定書に基づき 3,557t が北九州市で焼却処理され、その後 451t が焼却残渣として最終処分されています。

一方、組合では不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみについて資源化等の中間処理を行っており、総資源化量は、集団回収量及び北九州市における焼却処理後の資源化量を含め、排出量の約 23.7% に当たる 1,043t となっています。組合最終処分場における最終処分量は 119t となっています。

(5) 岡垣町

ごみ排出量 9,696t に対して、集団回収量 847t を除いた 8,849t が中間処理されており、このうち基本協定書に基づき 7,900t が北九州市で焼却処理され、その後 1,001t が焼却残渣として最終処分されています。

一方、組合では不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみについて資源化等の中間処理を行っており、総資源化量は、集団回収量及び北九州市における焼却処理後の資源化量を含め、排出量の約 22.8% に当たる 2,213t となっています。組合最終処分場における最終処分量は 281t となっています。

(6) 遠賀町

ごみ排出量 6,362t に対して、集団回収量 523t を除いた 5,839t が中間処理されており、このうち基本協定書に基づき 5,232t が北九州市で焼却処理され、その後 663t が焼却残渣として最終処分されています。

一方、組合では不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみについて資源化等の中間処理を行っており、総資源化量は、集団回収量及び北九州市における焼却処理後の資源化量を含め、排出量の約 22.3% に当たる 1,418t となっています。組合最終処分場における最終処分量は 180t となっています。



2) ごみ総排出量

組合全体及び構成市町におけるごみ排出量の推移は、次のとおりです。

(1) 組合全体

組合全体におけるごみの総排出量（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ、集団回収の合計）は、人口減少の影響もあり減少傾向で推移しており、平成 28 年度は 42,837 t のごみが排出されています。1 人 1 日当たりに換算すると、854g/人・日のごみが排出されたことになり、全国平均値の 939g/人・日（平成 27 年度実績）と比較すると、1 割程度少なくなっています。

表 3-5 ごみ排出量の推移（組合全体）

| 区分                   | H24     | H25     | H26     | H27     | H28     |
|----------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 総人口                  | 142,006 | 140,896 | 139,517 | 138,451 | 137,325 |
| (人)                  |         |         |         |         |         |
| 計画収集人口               | 142,006 | 140,896 | 139,517 | 138,451 | 137,325 |
| 自家処理人口               | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       |
| ごみ総排出量 (t/年)         |         |         |         |         |         |
| 計画収集量                | 37,315  | 37,028  | 36,503  | 36,286  | 35,470  |
| 直接搬入量                | 4,429   | 4,554   | 4,907   | 3,859   | 3,658   |
| 集団回収量                | 4,611   | 4,490   | 4,314   | 4,078   | 3,709   |
| 計                    | 46,355  | 46,072  | 45,724  | 44,223  | 42,837  |
| 生活系ごみ                | 33,379  | 33,123  | 33,569  | 31,875  | 30,879  |
| 事業系ごみ                | 12,976  | 12,949  | 12,155  | 12,348  | 11,958  |
| 種類別 (t/年)            |         |         |         |         |         |
| 可燃ごみ                 | 36,430  | 36,144  | 36,174  | 35,493  | 34,382  |
| 不燃ごみ                 | 953     | 984     | 925     | 952     | 1,021   |
| 粗大ごみ                 | 1,674   | 1,855   | 1,861   | 1,290   | 1,354   |
| 資源ごみ                 | 2,687   | 2,599   | 2,450   | 2,410   | 2,371   |
| 集団回収量                | 4,611   | 4,490   | 4,314   | 4,078   | 3,709   |
| 1人1日当たりごみ排出量 (g/人・日) | 894     | 896     | 898     | 872     | 854     |
| (g/人・日)              |         |         |         |         |         |
| 可燃ごみ                 | 703     | 703     | 710     | 700     | 686     |
| 不燃ごみ                 | 18      | 19      | 18      | 19      | 20      |
| 粗大ごみ                 | 32      | 36      | 37      | 25      | 27      |
| 資源ごみ                 | 52      | 51      | 48      | 48      | 47      |
| 集団回収                 | 89      | 87      | 85      | 80      | 74      |

出典：組合資料、環境省一般廃棄物処理実態調査

備考：1 人 1 日当たりごみ排出量 = ごみ総排出量（計画収集量 + 直接搬入量 + 集団回収量）  
 ÷ 365 (366) 日 ÷ 計画収集人口 × 10<sup>6</sup>

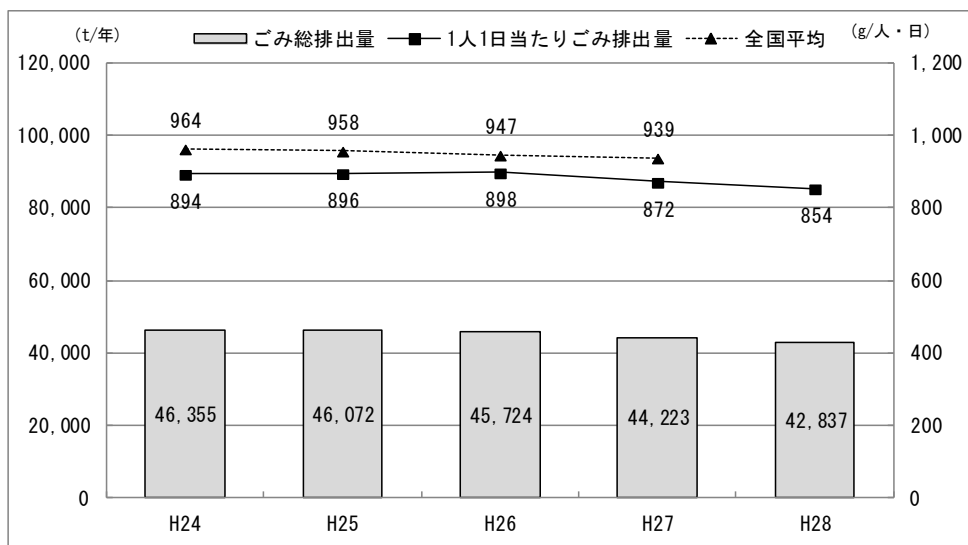
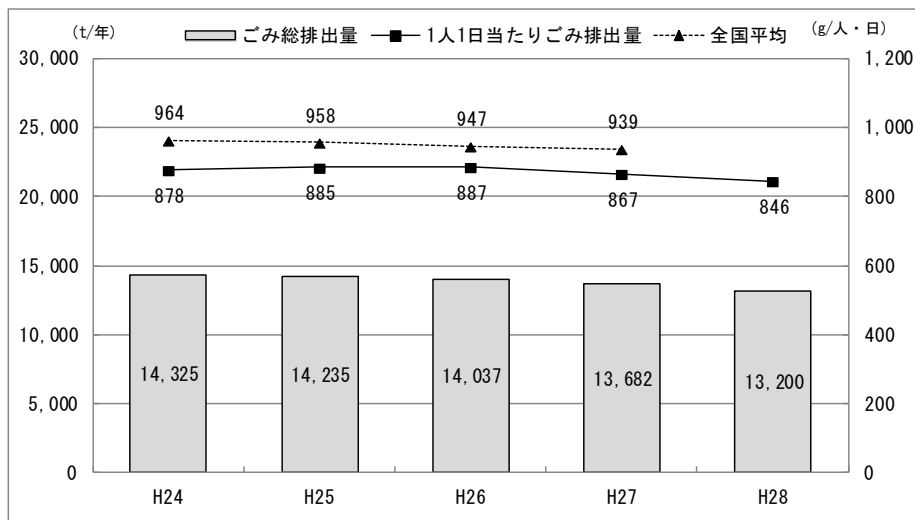


図 3-2-1 ごみ排出量の推移（組合全体）

(2) 中間市

中間市におけるごみの総排出量（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ、集団回収の合計）は、人口減少の影響もあり減少傾向で推移しており、平成 28 年度は 13,200 t のごみが排出されています。1 人 1 日当たりに換算すると、846g/人・日のごみが排出されたことになり、全国平均値の 939g/人・日（平成 27 年度実績）と比較すると、1 割程度少なくなっています。



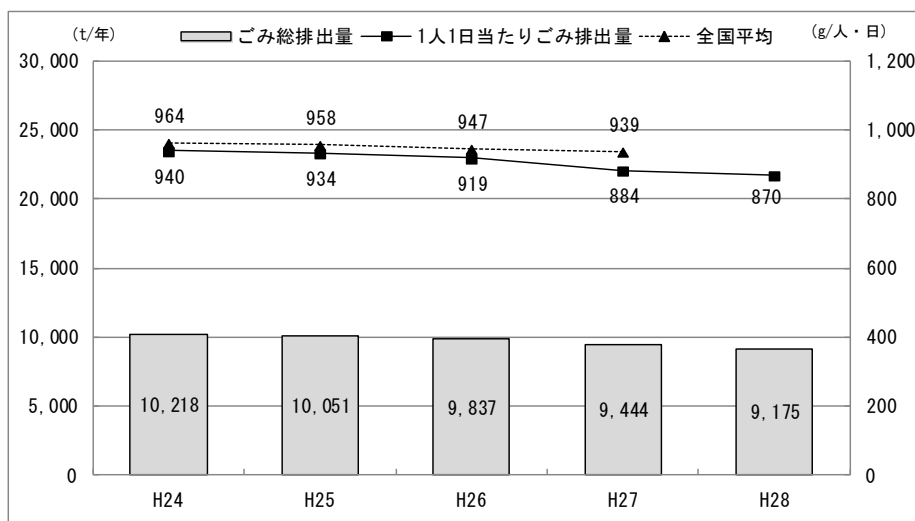
出典：組合資料、環境省一般廃棄物処理実態調査

備考：1 人 1 日当たりごみ排出量 = 総排出量 (計画収集量 + 直接搬入量 + 集団回収量) ÷ 365 (366) 日 ÷ 計画収集人口 × 10<sup>6</sup>

図 3-2-2 ごみ排出量の推移 (中間市)

(3) 水巻町

水巻町におけるごみの総排出量（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ、集団回収の合計）は、人口減少の影響もあり減少傾向で推移しており、平成 28 年度は 9,175 t のごみが排出されています。1 人 1 日当たりに換算すると、870g/人・日のごみが排出されたことになり、全国平均値の 939g/人・日（平成 27 年度実績）と比較すると、7%程度少なくなっています。



出典：組合資料、環境省一般廃棄物処理実態調査

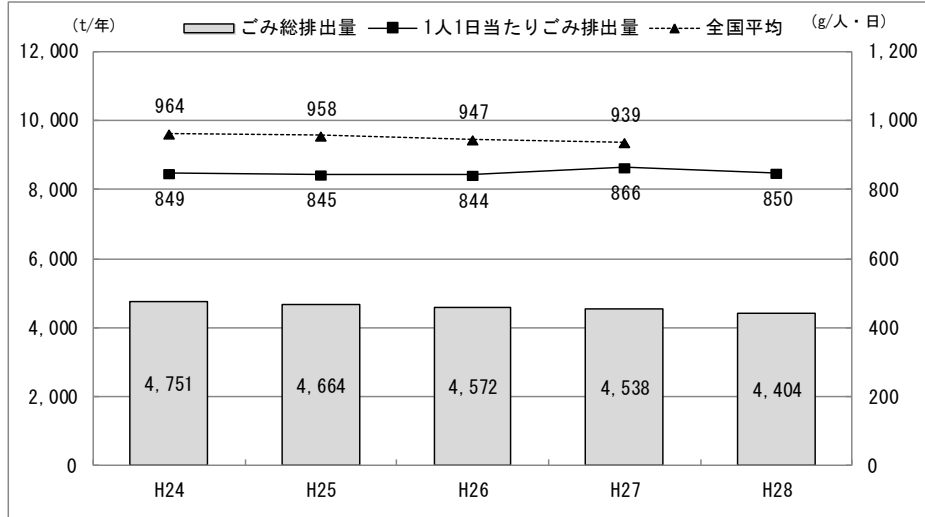
備考：1 人 1 日当たりごみ排出量 = 総排出量 (計画収集量 + 直接搬入量 + 集団回収量) ÷ 365 (366) 日 ÷ 計画収集人口 × 10<sup>6</sup>

図 3-2-3 ごみ排出量の推移 (水巻町)



(4) 芦屋町

芦屋町におけるごみの総排出量（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ、集団回収の合計）は、人口減少の影響もあり減少傾向で推移しており、平成 28 年度は 4,404 t のごみが排出されています。1 人 1 日あたりに換算すると、850g/人・日のごみが排出されたことになり、全国平均値の 939g/人・日（平成 27 年度実績）と比較すると、1 割程度少なくなっています。



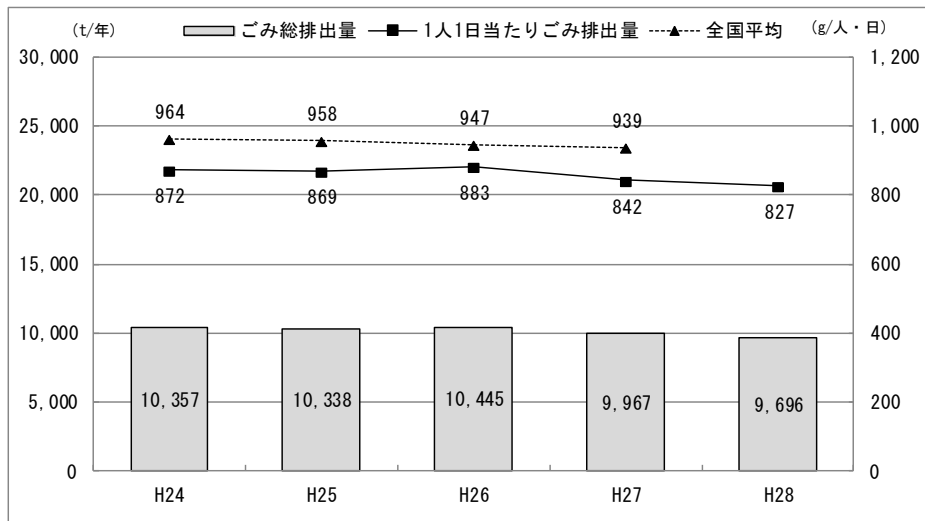
出典：組合資料、環境省一般廃棄物処理実態調査

備考：1 人 1 日当たりごみ排出量 = 総排出量 (計画収集量 + 直接搬入量 + 集団回収量) ÷ 365 (366) 日 ÷ 計画収集人口 × 10<sup>6</sup>

図 3-2-4 ごみ排出量の推移 (芦屋町)

(5) 岡垣町

岡垣町におけるごみの総排出量（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ、集団回収の合計）は、人口減少の影響もあり減少傾向で推移しており、平成 28 年度は 9,696 t のごみが排出されています。1 人 1 日あたりに換算すると、827g/人・日のごみが排出されたことになり、全国平均値の 939g/人・日（平成 27 年度実績）と比較すると、12%程度少なくなっています。



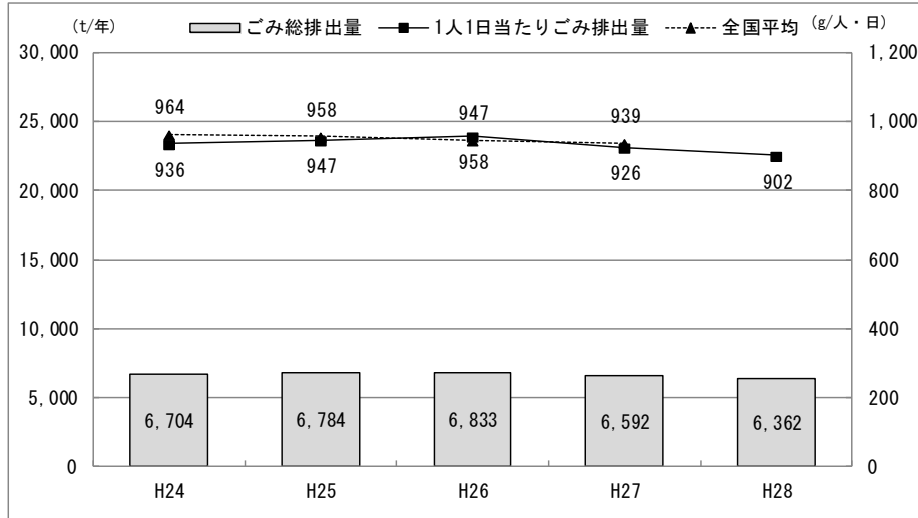
出典：組合資料、環境省一般廃棄物処理実態調査

備考：1 人 1 日当たりごみ排出量 = 総排出量 (計画収集量 + 直接搬入量 + 集団回収量) ÷ 365 (366) 日 ÷ 計画収集人口 × 10<sup>6</sup>

図 3-2-5 ごみ排出量の推移 (岡垣町)

(6) 遠賀町

遠賀町におけるごみの総排出量（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ、集団回収の合計）は、人口減少の影響もあり減少傾向で推移しており、平成28年度は6,362 tのごみが排出されています。1人1日当たりに換算すると、902g/人・日のごみが排出されたことになり、全国平均値の939g/人・日（平成27年度実績）と比較すると、4%程度少なくなっています。



出典：組合資料、環境省一般廃棄物処理実態調査

備考：1人1日当たりごみ排出量＝ごみ総排出量（計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量）  
 $\div 365(366)$  日  $\div$  計画収集人口  $\times 10^6$

図3-2-6 ごみ排出量の推移（遠賀町）

(7) 構成市町別のごみ排出量（平成 28 年度）

平成 28 年度のごみ排出量を構成市町別にみると、年間排出量では中間市（13,200t/年）が最も多く、次いで岡垣町（9,696t/年）、水巻町（9,175t/年）、遠賀町（6,362t/年）、芦屋町（4,404t/年）の順となっています。

1 人 1 日当たり排出量では遠賀町（902g/人・日）が最も多く、次いで水巻町（870g/人・日）、芦屋町（850g/人・日）、中間市（846g/人・日）、岡垣町（827g/人・日）、の順となっています。

表 3-6 構成市町別ごみ排出量及び 1 人 1 日当たりごみ排出量（平成 28 年度）

| 区分                  | 中間市    | 水巻町    | 芦屋町    | 岡垣町    | 遠賀町    | 計       |        |
|---------------------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|
| 総人口                 | 42,769 | 28,903 | 14,193 | 32,129 | 19,331 | 137,325 |        |
| (人)                 | 計画収集人口 | 42,769 | 28,903 | 14,193 | 19,331 | 137,325 |        |
|                     | 自家処理人口 | 0      | 0      | 0      | 0      | 0       |        |
| ごみ<br>総排出量<br>(t/年) | 計画収集量  | 11,209 | 7,808  | 3,610  | 7,685  | 5,158   | 35,470 |
|                     | 直接搬入量  | 724    | 740    | 349    | 1,164  | 681     | 3,658  |
|                     | 集団回収量  | 1,267  | 627    | 445    | 847    | 523     | 3,709  |
|                     | 計      | 13,200 | 9,175  | 4,404  | 9,696  | 6,362   | 42,837 |
|                     | 生活系ごみ  | 9,738  | 6,401  | 3,201  | 6,930  | 4,609   | 30,879 |
| 事業系ごみ               | 3,462  | 2,774  | 1,203  | 2,766  | 1,753  | 11,958  |        |
| 種類別<br>(t/年)        | 可燃ごみ   | 10,580 | 7,596  | 3,458  | 7,666  | 5,082   | 34,382 |
|                     | 不燃ごみ   | 292    | 201    | 124    | 253    | 151     | 1,021  |
|                     | 粗大ごみ   | 298    | 238    | 154    | 396    | 268     | 1,354  |
|                     | 資源ごみ   | 763    | 513    | 223    | 534    | 338     | 2,371  |
|                     | 集団回収量  | 1,267  | 627    | 445    | 847    | 523     | 3,709  |
| 1人1日当たりごみ排出量        | 846    | 870    | 850    | 827    | 902    | 854     |        |
| (g/人・日)             | 可燃ごみ   | 678    | 720    | 668    | 654    | 720     | 686    |
|                     | 不燃ごみ   | 19     | 19     | 24     | 22     | 21      | 20     |
|                     | 粗大ごみ   | 19     | 23     | 30     | 34     | 38      | 27     |
|                     | 資源ごみ   | 49     | 49     | 43     | 46     | 48      | 47     |
|                     | 集団回収   | 81     | 59     | 86     | 72     | 74      | 74     |

出典：組合資料、環境省一般廃棄物処理実態調査

備考：1 人 1 日当たりごみ排出量＝ごみ総排出量（計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量）  
 $\div 365(366)$  日  $\div$  計画収集人口  $\times 10^6$

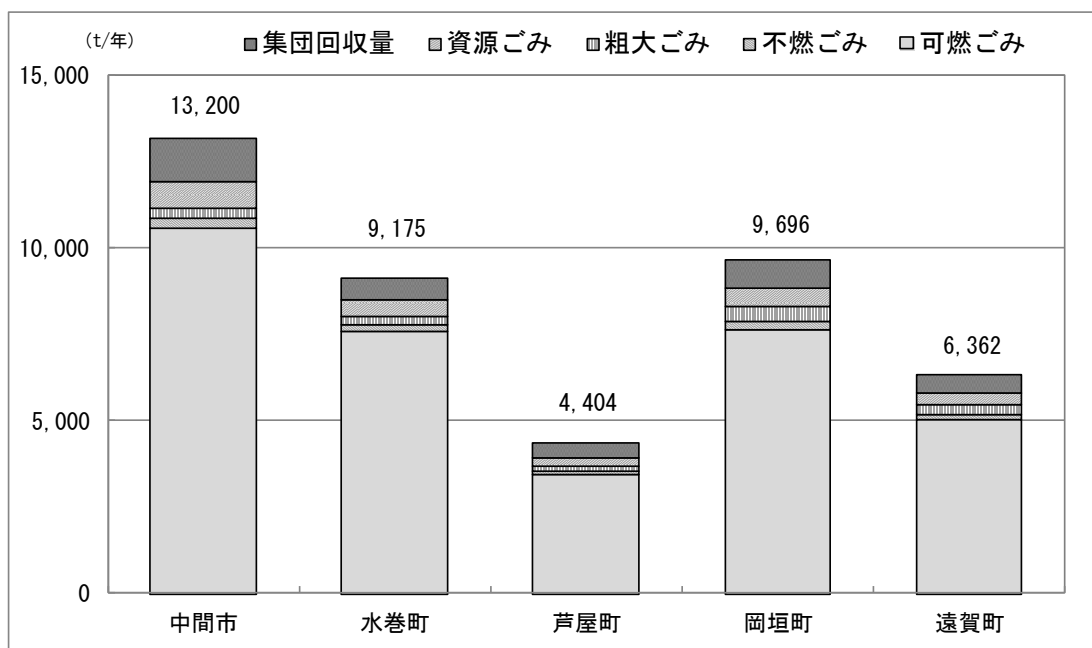


図 3-3 構成市町別のごみ排出量（平成 28 年度）

3) 再生利用量・リサイクル率

組合全体及び構成市町における新聞・雑誌・プラスチック製容器包装をはじめとする再生利用量・リサイクル率の推移は、次のとおりです。

(1) 組合全体

組合全体における再生利用量は平成 26 年度まで、リサイクル率は平成 27 年度までそれぞれ増加傾向にありましたが、その後は減少しています。平成 28 年度の再生利用量は 9,642t/年であり、過去 5 年間で再生利用量が最も多い平成 26 年度実績と比較して 1,245t 減少しています。

平成 28 年度のリサイクル率は 22.5%であり、過去 5 年間で最も高い平成 27 年度実績 (24.2%) から 1.7 ポイント減少しています。なお、全国平均 (平成 27 年度：20.4%) と比較すると 2.1 ポイント上回っています。

表 3-7 再生利用量・リサイクル率の推移 (組合全体)

(単位：t/年)

| 区分                           | H24    | H25    | H26    | H27    | H28    |
|------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ごみ総排出量                       | 46,355 | 46,072 | 45,724 | 44,223 | 42,837 |
| 再生利用量                        | 10,073 | 10,653 | 10,887 | 10,713 | 9,642  |
| 紙類<br>(紙パック、紙製容器包装を除く)       | 4,086  | 3,942  | 3,797  | 3,590  | 3,266  |
| 紙パック                         | 28     | 29     | 29     | 30     | 29     |
| 紙製容器包装                       | 133    | 143    | 142    | 124    | 113    |
| 金属類                          | 899    | 913    | 909    | 854    | 891    |
| ガラス類                         | 553    | 657    | 568    | 622    | 554    |
| ペットボトル                       | 230    | 251    | 227    | 244    | 252    |
| 白色トレイ                        | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 容器包装プラスチック<br>(白色トレイを除く)     | 700    | 662    | 639    | 629    | 613    |
| プラスチック類<br>(白色トレイ、容器包装プラを除く) | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 布類                           | 189    | 244    | 229    | 215    | 249    |
| 肥料                           | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 飼料                           | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 溶融スラグ                        | 1,984  | 2,615  | 2,733  | 3,025  | 2,359  |
| 固形燃料 (RDF、RPF)               | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 燃料 (固形燃料を除く)                 | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 焼却灰・飛灰のセメント原料化               | 0      | 0      | 311    | 305    | 304    |
| セメント等への直接投入                  | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 飛灰の山元還元                      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 廃食用油 (BDF)                   | 5      | 6      | 6      | 5      | 5      |
| その他                          | 1,266  | 1,191  | 1,297  | 1,070  | 1,007  |
| リサイクル率 (%)                   | 21.7   | 23.1   | 23.8   | 24.2   | 22.5   |

出典：組合資料、環境省一般廃棄物処理実態調査 (以下、同様)

備考：リサイクル率＝再生利用量÷ごみ総排出量 (計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量) × 100 (以下、同様)

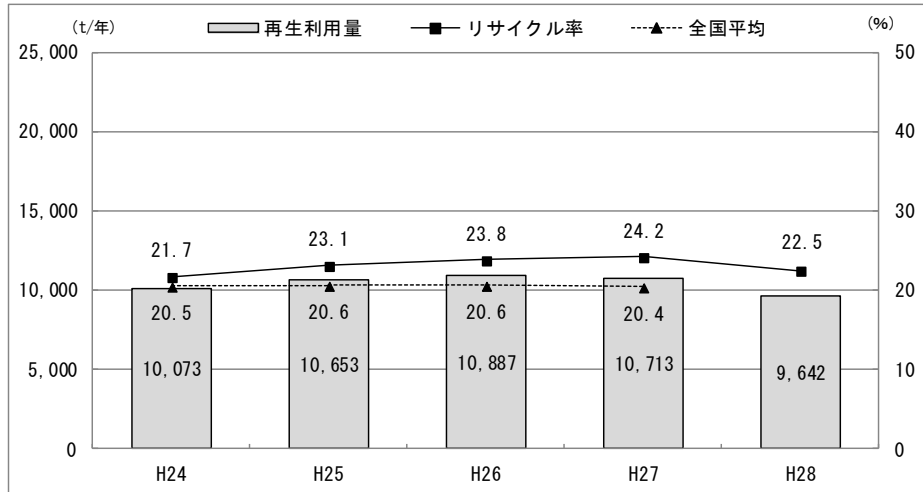


図3-4-1 再生利用量・リサイクル率の推移（組合全体）

(2) 中間市

中間市における再生利用量・リサイクル率は、いずれの値も平成27年度まで増加傾向にありましたが、平成28年度は減少しています。平成28年度の再生利用量は3,050t/年であり、過去5年間で再生利用量が最も多い平成27年度実績と比較して348t減少しています。

平成28年度のリサイクル率は23.1%であり、過去5年間で最も高い平成27年度実績（24.8%）から1.7ポイント減少しています。なお、全国平均（平成27年度：20.4%）と比較すると2.7ポイント上回っています。

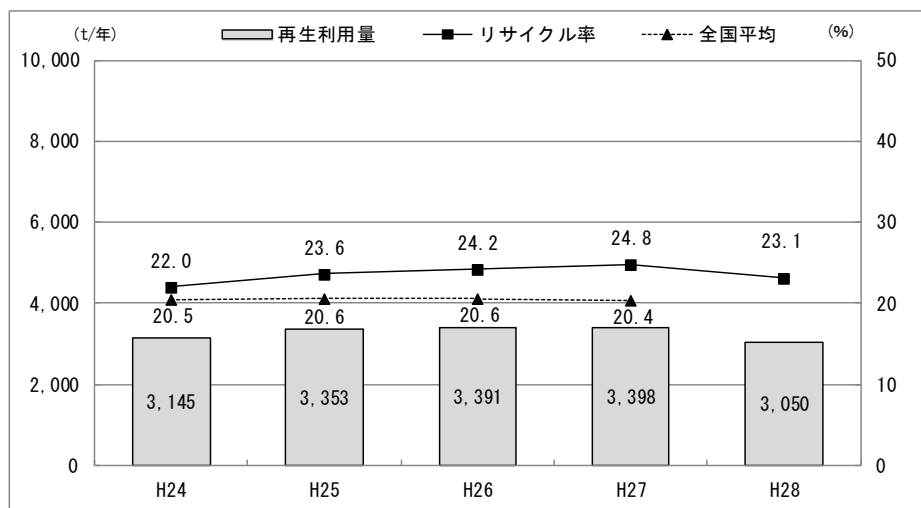


図3-4-2 再生利用量・リサイクル率の推移（中間市）

### (3) 水巻町

水巻町における再生利用量は平成 26 年度まで、リサイクル率は平成 27 年度までそれぞれ増加傾向にありましたが、その後は減少しています。平成 28 年度の再生利用量は 1,918t/年であり、過去 5 年間で再生利用量が最も多い平成 26 年度実績と比較して 236t 減少しています。

平成 28 年度のリサイクル率は 20.9%であり、過去 5 年間で最も高い平成 27 年度実績 (22.5%) から 1.6 ポイント減少しています。なお、全国平均 (平成 27 年度 : 20.4%) と比較すると 0.5 ポイント上回っています。

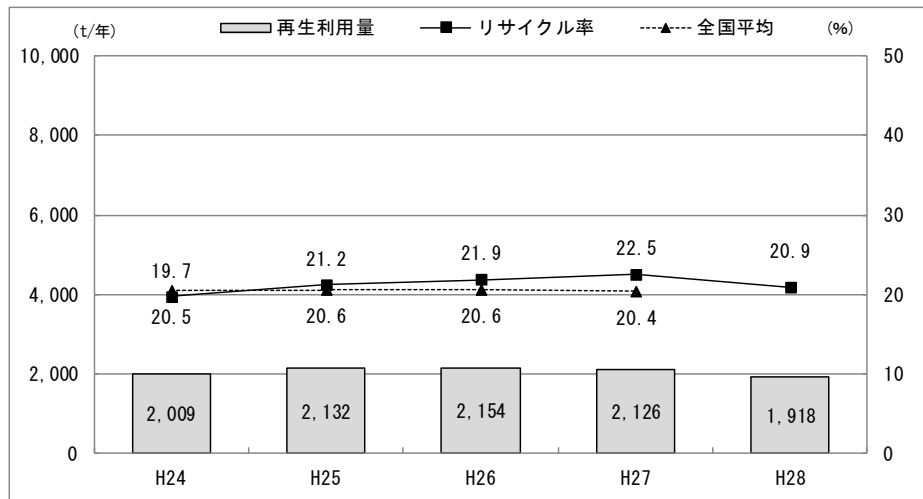


図 3-4-3 再生利用量・リサイクル率の推移 (水巻町)

### (4) 芦屋町

芦屋町における再生利用量・リサイクル率は、いずれの値も平成 27 年度まで増加傾向にありましたが、平成 28 年度は減少しています。平成 28 年度の再生利用量は 1,043t/年であり、過去 5 年間で再生利用量が最も多い平成 27 年度実績と比較して 99t 減少しています。

平成 28 年度のリサイクル率は 23.7%であり、過去 5 年間で最も高い平成 27 年度実績 (25.2%) から 1.5 ポイント減少しています。なお、全国平均 (平成 27 年度 : 20.4%) と比較すると 3.3 ポイント上回っています。

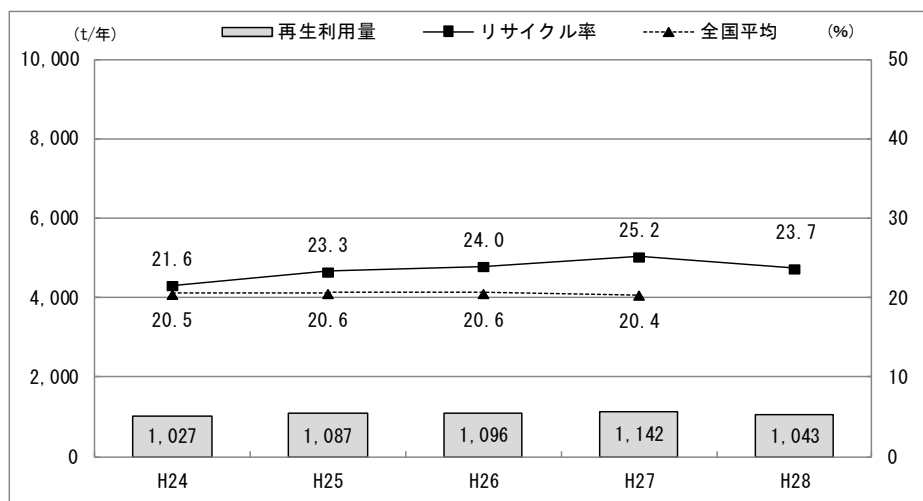


図 3-4-4 再生利用量・リサイクル率の推移 (芦屋町)

(5) 岡垣町

岡垣町における再生利用量・リサイクル率の推移は、いずれの値も平成 26 年度まで増加傾向にありましたが、その後は減少しています。平成 28 年度の再生利用量は 2,213t/年であり、過去 5 年間で再生利用量が最も多い平成 26 年度実績と比較して 411t 減少しています。

平成 28 年度のリサイクル率は 22.8%であり、過去 5 年間で最も高い平成 26 年度実績 (25.1%) から 2.3 ポイント減少しています。なお、全国平均 (平成 27 年度：20.4%) と比較すると 2.4 ポイント上回っています。

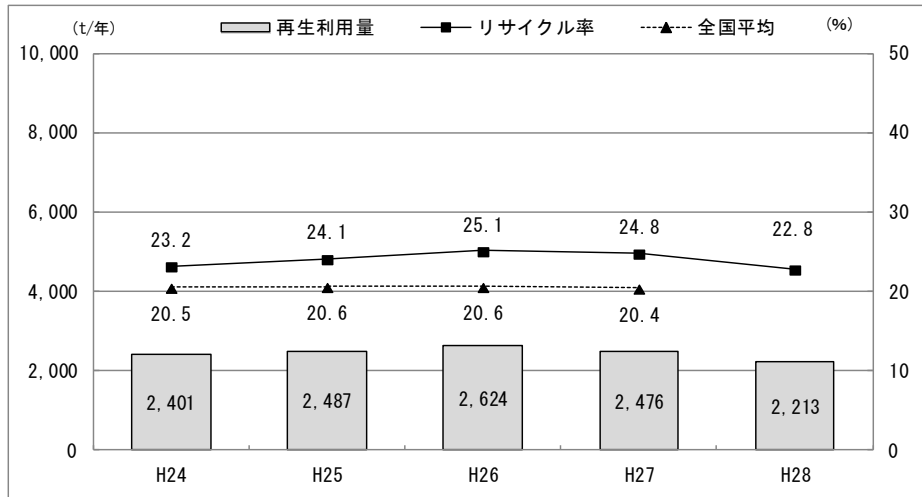


図 3-4-5 再生利用量・リサイクル率の推移 (岡垣町)

(6) 遠賀町

遠賀町における再生利用量は平成 26 年度まで、リサイクル率は平成 27 年度までそれぞれ増加傾向にありましたが、その後は減少しています。平成 28 年度の再生利用量は 1,418t/年であり、過去 5 年間で再生利用量が最も多い平成 26 年度実績と比較して 204t 減少しています。

平成 28 年度のリサイクル率は 22.3%であり、過去 5 年間で最も高い平成 27 年度実績 (23.8%) から 1.5 ポイント減少しています。なお、全国平均 (平成 27 年度：20.4%) と比較すると 1.9 ポイント上回っています。

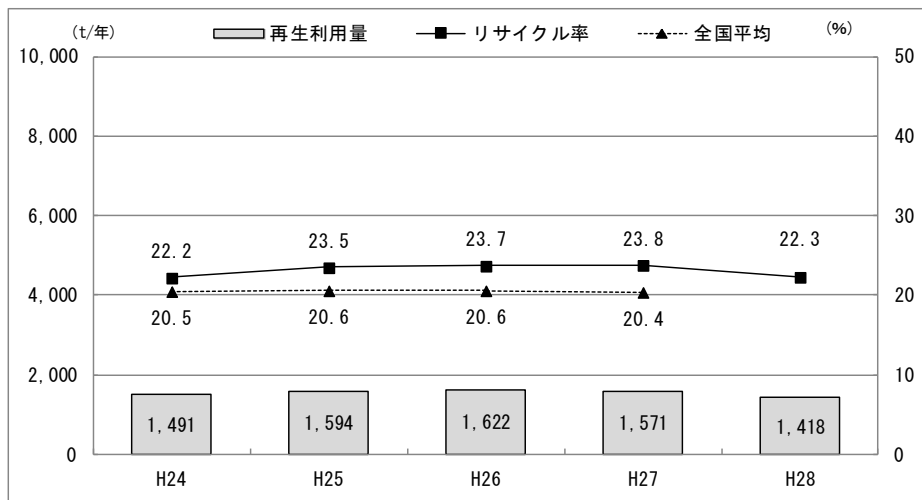


図 3-4-6 再生利用量・リサイクル率の推移 (遠賀町)

4) 最終処分量

組合全体及び構成市町における最終処分の状況は、次のとおりです。

(1) 組合全体

組合全体における最終処分量は平成 26 年度まで増加傾向にありましたが、平成 27 年度以降は減少傾向にあります。平成 28 年度における最終処分量は 5,574t であり、最終処分率では 13.0%と、全国平均（平成 27 年度：9.5%）と比較して 3.5 ポイント上回っています。

平成 28 年度最終処分量のうち、焼却残渣埋立量は 4,467t（80.1%）、中間処理残渣埋立量は 1,107t（19.9%）となっており、約 8 割に当たる焼却残渣は、基本協定書に基づき可燃ごみ処理業務を委託している北九州市において最終処分されています。中間処理残渣は本組合の所管する最終処分場にて最終処分されています。

表 3-8 最終処分量・最終処分率の推移（組合全体）

(単位：t/年)

| 区分        | H24    | H25    | H26    | H27    | H28    |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ごみ総排出量    | 46,355 | 46,072 | 45,724 | 44,223 | 42,837 |
| 直接埋立量     | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 焼却残渣埋立量   | 4,047  | 4,653  | 4,645  | 4,581  | 4,467  |
| 中間処理残渣埋立量 | 1,463  | 1,213  | 1,311  | 1,108  | 1,107  |
| 最終処分量 計   | 5,510  | 5,866  | 5,956  | 5,689  | 5,574  |
| 最終処分率 (%) | 11.9   | 12.7   | 13.0   | 12.9   | 13.0   |

出典：組合資料、環境省一般廃棄物処理実態調査（以下、同様）

備考：最終処分率＝最終処分量÷ごみ総排出量（計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量）×100（以下、同様）

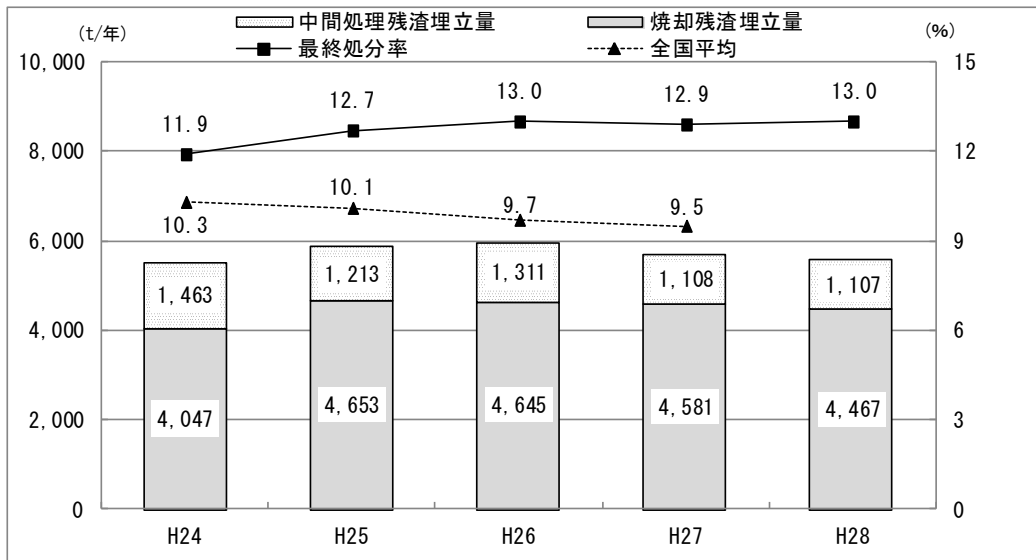


図 3-5-1 最終処分量、最終処分率の推移（組合全体）



## (2) 中間市

中間市における最終処分量は平成 26 年度まで増加傾向にありましたが、平成 27 年度以降は減少傾向にあります。平成 28 年度における最終処分量は 1,677t であり、最終処分率では 12.7%と、全国平均（平成 27 年度：9.5%）と比較して 3.2 ポイント上回っています。

平成 28 年度 of 最終処分量のうち、焼却残渣埋立量は 1,369t（81.6%）、中間処理残渣埋立量は 308t（18.4%）となっており、約 8 割に当たる焼却残渣は、基本協定書に基づき可燃ごみ処理業務を委託している北九州市において最終処分されています。中間処理残渣は組合が所管する最終処分場にて最終処分されています。

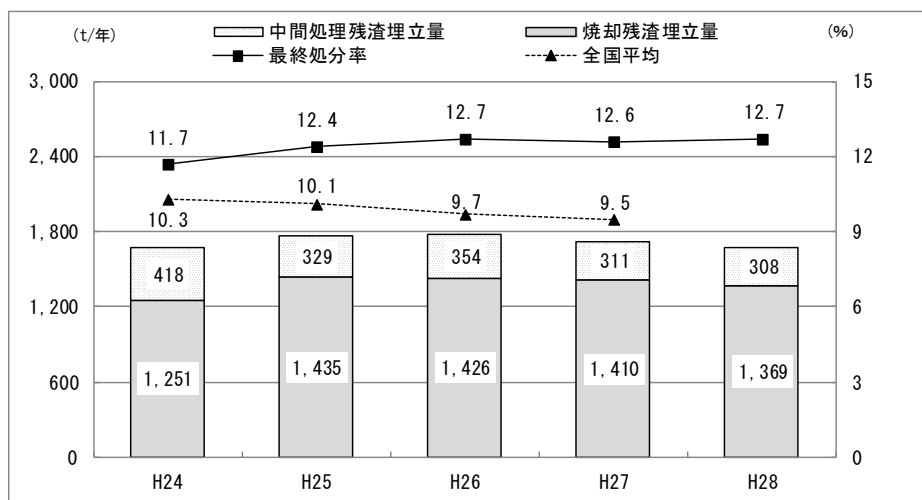


図 3-5-2 最終処分量、最終処分率の推移（中間市）

## (3) 水巻町

水巻町における最終処分量は平成 25 年度まで増加傾向にありましたが、平成 26 年度以降は減少傾向にあります。平成 28 年度における最終処分量は 1,202t であり、最終処分率では 13.1%と、全国平均（平成 27 年度：9.5%）と比較して 3.6 ポイント上回っています。

平成 28 年度 of 最終処分量のうち、焼却残渣埋立量は 983t（81.8%）、中間処理残渣埋立量は 219t（18.2%）となっており、約 8 割に当たる焼却残渣は、基本協定書に基づき可燃ごみ処理業務を委託している北九州市において最終処分されています。中間処理残渣は組合が所管する最終処分場にて最終処分されています。

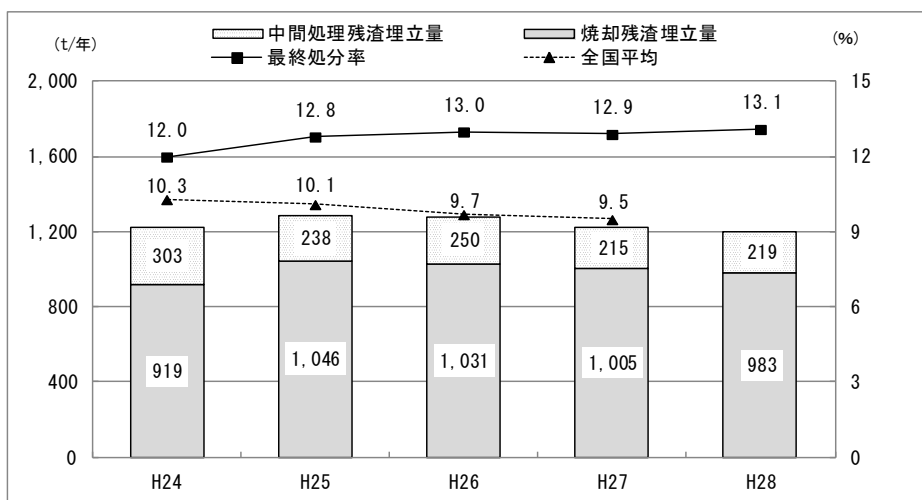


図 3-5-3 最終処分量、最終処分率の推移（水巻町）

(4) 芦屋町

芦屋町における最終処分量は平成 26 年度まで増加傾向にありましたが、平成 27 年度以降は減少傾向にあります。平成 28 年度における最終処分量は 570t であり、最終処分率では 12.9%と、全国平均（平成 27 年度：9.5%）と比較して 3.4 ポイント上回っています。

平成 28 年度 of 最終処分量のうち、焼却残渣埋立量は 451t（79.1%）、中間処理残渣埋立量は 119t（20.9%）となっており、約 8 割に当たる焼却残渣は、基本協定書に基づき可燃ごみ処理業務を委託している北九州市において最終処分されています。中間処理残渣は組合が所管する最終処分場にて最終処分されています。

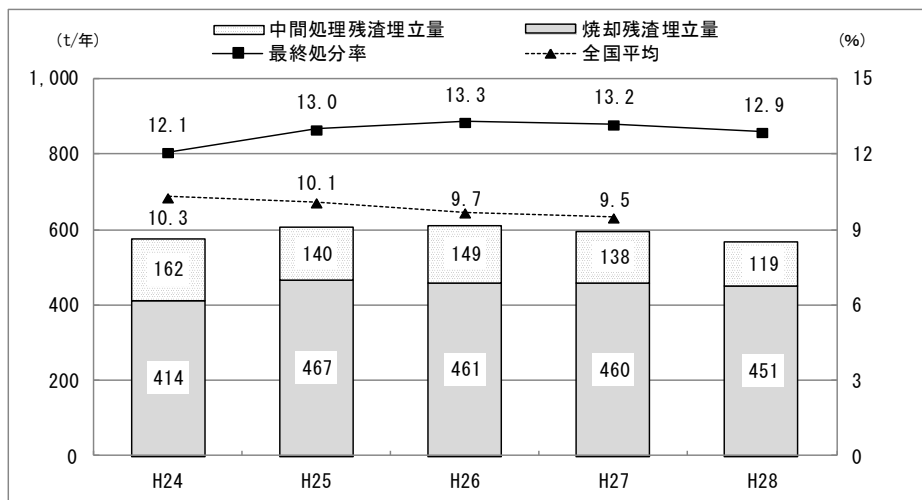


図 3-5-4 最終処分量、最終処分率の推移（芦屋町）

(5) 岡垣町

岡垣町における最終処分量は平成 26 年度まで増加傾向にありましたが、平成 27 年度以降は減少傾向にあります。平成 28 年度における最終処分量は 1,282t であり、最終処分率では 13.2%と、全国平均（平成 27 年度：9.5%）と比較して 3.7 ポイント上回っています。

平成 28 年度 of 最終処分量のうち、焼却残渣埋立量は 1,001t（78.1%）、中間処理残渣埋立量は 281t（21.9%）となっており、約 8 割に当たる焼却残渣は、基本協定書に基づき可燃ごみ処理業務を委託している北九州市において最終処分されています。中間処理残渣は組合が所管する最終処分場にて最終処分されています。

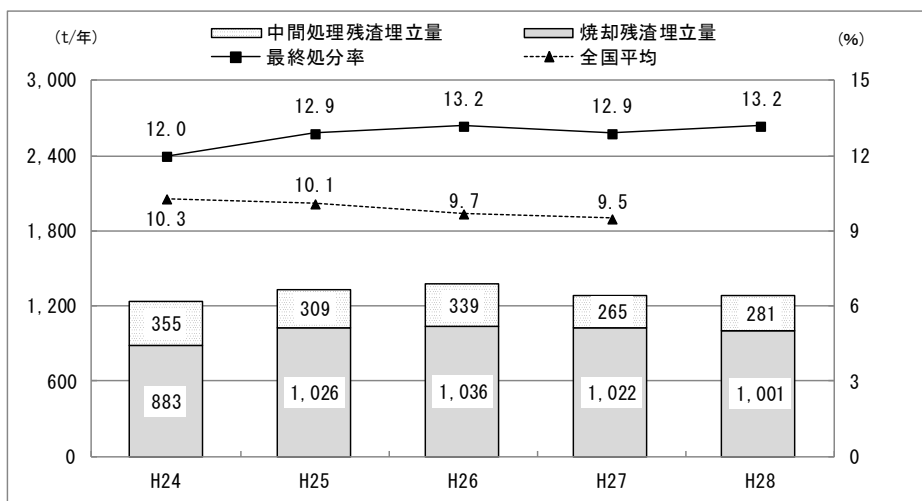


図 3-5-5 最終処分量、最終処分率の推移（岡垣町）

(6) 遠賀町

遠賀町における最終処分量は平成 26 年度まで増加傾向にありましたが、平成 27 年度以降は減少傾向にあります。平成 28 年度における最終処分量は 843t であり、最終処分率では 13.3%と、全国平均（平成 27 年度：9.5%）と比較して 3.8 ポイント上回っています。

平成 28 年度 of 最終処分量のうち、焼却残渣埋立量は 663t（78.6%）、中間処理残渣埋立量は 180t（21.4%）となっており、約 8 割に当たる焼却残渣は、基本協定書に基づき可燃ごみ処理業務を委託している北九州市において最終処分されています。中間処理残渣は組合が所管する最終処分場にて最終処分されています。

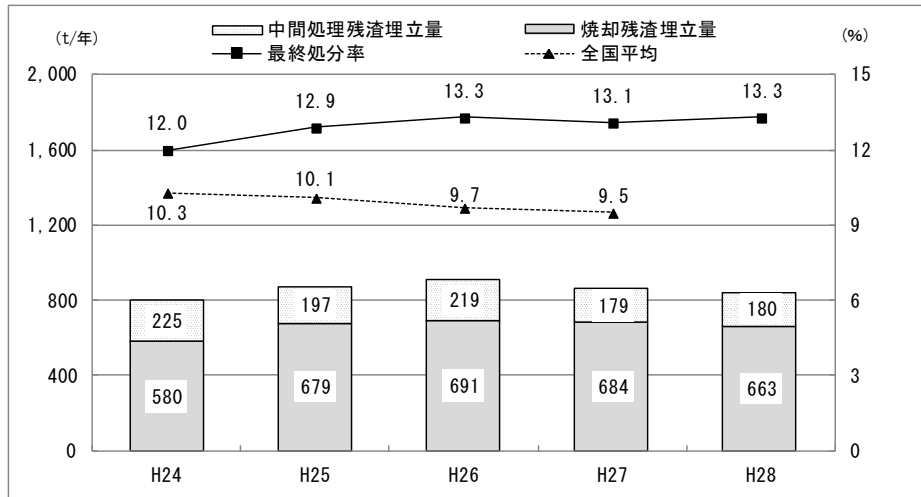


図 3 - 5 - 6 最終処分量、最終処分率の推移（遠賀町）

5) ごみ処理経費

構成市町及び本組合では、一般廃棄物（ごみ）を処理するために、それぞれの役割に応じて次のような費用がかかっています。

(1) 組合のごみ処理経費

組合では、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの処理を行う遠賀・中間リレーセンターと資源ごみの処理を行う中間・遠賀リサイクルプラザの両中間処理施設の運営費のほか、生活系ごみ収集運搬委託業務に関する費用や事業系ごみの処理に関する費用がかかっています。

表 3-9 組合のごみ処理経費の推移

(単位:千円)

| 事業内容  |                | H24       | H25       | H26       | H27       | H28       |
|-------|----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 歳出    | リレーセンター運営費     | 1,046,321 | 1,131,762 | 1,136,557 | 1,131,075 | 1,076,862 |
|       | リサイクルプラザ運営費    | 148,800   | 141,020   | 140,082   | 144,117   | 148,266   |
|       | 収集運搬業務費等       | 739,134   | 757,817   | 753,165   | 763,603   | 765,464   |
|       | 施設整備費          | 10,290    | 11,550    | 0         | 0         | 0         |
|       | 起債償還金          | 409,206   | 409,206   | 385,218   | 277,099   | 225,229   |
| 計     |                | 2,353,751 | 2,451,355 | 2,415,022 | 2,315,894 | 2,215,821 |
| 歳入    | 組合歳入(使用料、手数料等) | 594,065   | 634,844   | 587,432   | 618,025   | 609,882   |
|       | 負担金            | 1,785,723 | 1,836,488 | 1,856,898 | 1,723,870 | 1,636,353 |
| 計     |                | 2,379,788 | 2,471,332 | 2,444,330 | 2,341,895 | 2,246,235 |
| 負担金内訳 | 中間市            | 532,338   | 545,920   | 547,719   | 509,050   | 483,797   |
|       | 水巻町            | 391,989   | 400,490   | 405,187   | 371,570   | 350,070   |
|       | 芦屋町            | 209,266   | 215,938   | 215,042   | 197,331   | 187,186   |
|       | 岡垣町            | 383,031   | 398,830   | 408,296   | 381,444   | 363,895   |
|       | 遠賀町            | 269,099   | 275,310   | 280,654   | 264,475   | 251,405   |

(2) 構成市町のごみ処理経費

構成市町では、ごみの減量やリサイクルの向上を図ることなどを目的とした資源ごみ集団回収奨励金、ダンボールコンポスト補助金などの各種助成金をはじめ、不法投棄の未然防止を目的としたパトロール費やクリーンキャンペーン、環境美化のボランティア活動に要する費用などがかかっています。

表 3-10 構成市町のごみ処理経費の推移 (1市4町の合計)

(単位:千円)

| 事業内容                        | H24    | H25    | H26    | H27    | H28    |
|-----------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| マイバック配布                     | 50     | 50     | 50     | 50     | 50     |
| 油こし器購入・配布                   | 110    | 110    | 0      | 63     | 63     |
| 生ごみ処理容器補助金                  | 435    | 301    | 423    | 223    | 251    |
| ダンボールコンポスト利用講座              | 10     | 0      | 0      | 110    | 205    |
| ダンボールコンポスト補助金               | 773    | 678    | 631    | 508    | 416    |
| 資源回収団体奨励補助金                 | 27,617 | 27,033 | 25,398 | 24,403 | 22,257 |
| 使用済み乾電池に係る助成金               | 205    | 189    | 131    | 148    | 141    |
| 使用済み乾電池回収ボックス設置等            | 156    | 312    | 239    | 239    | 239    |
| 環境美化・クリーンキャンペーン             | 5,366  | 4,084  | 5,496  | 5,559  | 6,847  |
| 使用済み小型電子機器の回収               | 276    | 276    | 287    | 287    | 287    |
| 不法投棄防止啓発看板等設置               | 392    | 342    | 619    | 541    | 482    |
| 不法投棄パトロール                   | 5,348  | 6,089  | 8,855  | 9,631  | 9,392  |
| 不法投棄ごみ収集委託                  | 1,764  | 1,764  | 1,814  | 1,814  | 1,814  |
| 動物死体回収                      | 2,456  | 2,370  | 2,757  | 2,802  | 3,084  |
| ごみ処理施設等の見学補助金               | 0      | 0      | 0      | 0      | 76     |
| 環境教育に係る経費                   | 1,996  | 2,030  | 1,959  | 1,993  | 2,294  |
| ペットボトル、食品トレイ、紙パックの拠点回収に係る経費 | 456    | 461    | 407    | 407    | 826    |
| 普及啓発に係る経費                   | 254    | 1,396  | 269    | 209    | 496    |
| 環境基本計画等策定                   | 4,515  | 4,788  | 4,806  | 5,400  | 2,992  |
| ごみカレンダー配布                   | 463    | 547    | 477    | 753    | 854    |
| 合計                          | 52,642 | 52,820 | 54,618 | 55,140 | 53,066 |

## 第2節 ごみ処理・処分の課題

本地域におけるごみ処理の現状から、課題を整理すると次のとおりとなります。

### 課題1 ごみの排出抑制について

本組合地域における1人1日当たり排出量(854g/人・日：平成28年度)は全国平均(939g/人・日：平成27年度)と比較して少なくなっており、構成市町の類似団体との比較においても「平均よりやや高い」または「ほぼ平均」という評価となっていますが、今後のごみの排出抑制に関する取り組みを継続し、ごみの排出抑制に努める必要があります。

### 課題2 資源化について

本組合地域におけるリサイクル率(22.5%：平成28年度)は全国平均(20.4%：平成27年度)を上回っており、構成市町の類似団体との比較においても「平均よりやや高い」または「ほぼ平均」という評価となっています。

なお、組合では基本協定書に基づき可燃ごみ処理業務を北九州市に委託していますが、資源化量のうち、可燃ごみ処理後の資源化量(溶融スラグ、焼却灰のセメント原料化等)は北九州市の状況により変動する可能性があることから、組合及び構成市町独自で行う資源化の取り組みを強化する必要があります。

### 課題3 最終処分について

本組合地域における最終処分率(13.0%：平成28年度)は全国平均(9.5%：平成27年度)を上回っており、構成市町の類似団体との比較においても「ほぼ平均」または「平均よりやや低い」という評価となっていますが、最終処分量のうち約8割に当たる焼却残渣は、基本協定書に基づき可燃ごみ処理業務を委託している北九州市において最終処分されています。

本組合が所管する最終処分場の残余容量にはまだ余裕がありますが、埋立開始から29年が経過しており浸出液処理施設等の設備の老朽化が進んでいることから、最終処分場の延命化について検討する必要があります。

※環境省「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を用い、組合構成市町の一般廃棄物処理システムを、人口規模や産業構造が類似した全国の市町村と比較を行ったもの。偏差値の評価として、偏差値が65以上で「平均より高い」、55以上65未満で「平均よりやや高い」、45以上55未満で「ほぼ平均」、35以上45未満で「平均よりやや低い」、35未満で「平均より低い」としました。

## 第4章 人口及びごみ排出量等の将来予測

### 第1節 人口の将来予測

本地域における人口の将来予測結果は以下のとおりです。いずれの市町とも、減少傾向で推移すると予測されます。

表4-1 人口の将来予測結果

(単位：人)

| 市町名  | 実績値 <sup>※1</sup> |         |         | 予測値 <sup>※2</sup> |         |         |
|------|-------------------|---------|---------|-------------------|---------|---------|
|      | H24               | H26     | H28     | H33               | H38     | H43     |
| 中間市  | 44,696            | 43,367  | 42,769  | 39,306            | 37,648  | 36,219  |
| 水巻町  | 29,780            | 29,337  | 28,903  | 27,519            | 26,357  | 25,214  |
| 芦屋町  | 15,340            | 14,847  | 14,193  | 13,709            | 12,951  | 12,250  |
| 岡垣町  | 32,558            | 32,416  | 32,129  | 31,960            | 31,440  | 30,845  |
| 遠賀町  | 19,632            | 19,550  | 19,331  | 18,741            | 18,151  | 17,561  |
| 組合全体 | 142,006           | 139,517 | 137,325 | 131,235           | 126,547 | 122,089 |

※1：実績値は環境省一般廃棄物処理事業実態調査結果より

※2：予測値は各市町の人口ビジョン、まち・ひと・しごと総合戦略等における将来人口を基に補間したもの

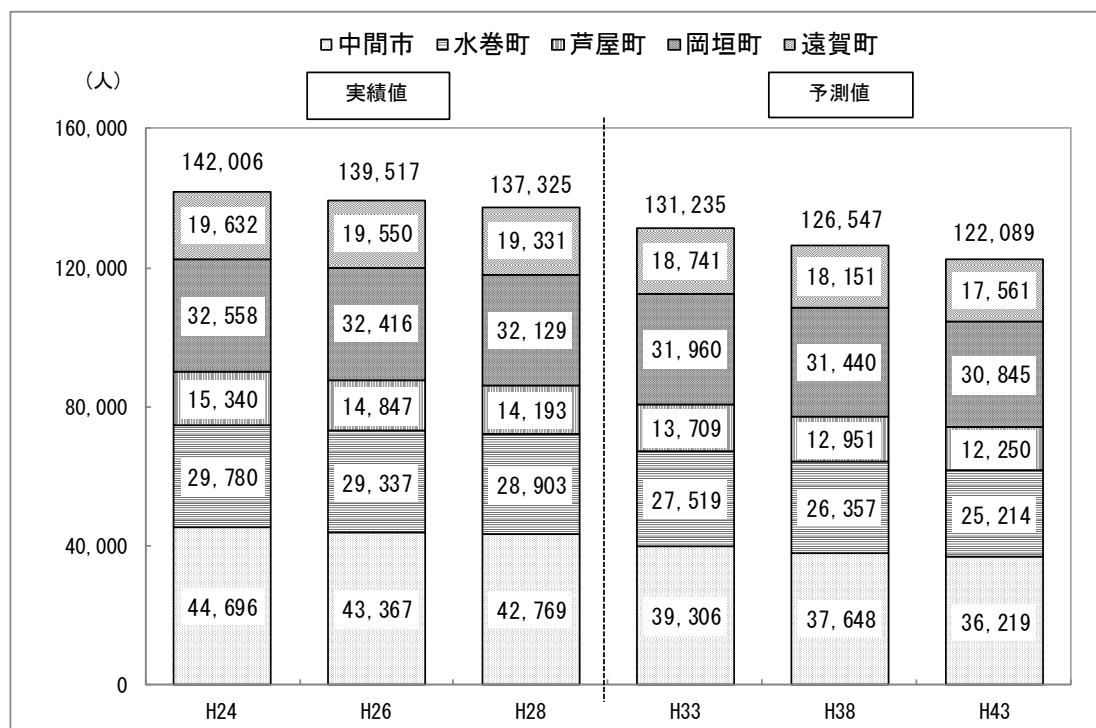


図4-1 人口の将来予測結果

## 第2節 ごみ排出量の将来予測

近年のごみ排出量の実態から今後のごみ排出量の予測を行うと、以下のとおりとなります。なお、ここでの予測は近年の傾向で推移した場合の予測となります。

このまま現在のごみ処理に関する取り組みを継続した場合、組合全体における年間のごみ排出量は減少傾向で推移し、平成33年度で40,522t/年、平成38年度で38,447t/年、平成43年度で36,695t/年と予測されます。

表4-2 ごみ排出量の将来予測結果

|                       |      | 実績値     |         |         | 予測値     |         |         |        |
|-----------------------|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|
|                       |      | H24     | H26     | H28     | H33     | H38     | H43     |        |
| 計画<br>収集<br>人口<br>(人) | 中間市  | 44,696  | 43,367  | 42,769  | 39,306  | 37,648  | 36,219  |        |
|                       | 水巻町  | 29,780  | 29,337  | 28,903  | 27,519  | 26,357  | 25,214  |        |
|                       | 芦屋町  | 15,340  | 14,847  | 14,193  | 13,709  | 12,951  | 12,250  |        |
|                       | 岡垣町  | 32,558  | 32,416  | 32,129  | 31,960  | 31,440  | 30,845  |        |
|                       | 遠賀町  | 19,632  | 19,550  | 19,331  | 18,741  | 18,151  | 17,561  |        |
|                       | 組合全体 | 142,006 | 139,517 | 137,325 | 131,235 | 126,547 | 122,089 |        |
| ごみ<br>排出量             | 中間市  | t/年     | 14,325  | 14,037  | 13,200  | 11,980  | 11,241  | 10,684 |
|                       |      | g/人・日   | 878     | 887     | 846     | 835     | 818     | 806    |
|                       | 水巻町  | t/年     | 10,218  | 9,837   | 9,175   | 8,337   | 7,629   | 7,023  |
|                       |      | g/人・日   | 940     | 919     | 870     | 830     | 793     | 761    |
|                       | 芦屋町  | t/年     | 4,751   | 4,572   | 4,404   | 4,373   | 4,202   | 4,035  |
|                       |      | g/人・日   | 849     | 844     | 850     | 874     | 889     | 900    |
|                       | 岡垣町  | t/年     | 10,357  | 10,445  | 9,696   | 9,566   | 9,307   | 9,065  |
|                       |      | g/人・日   | 872     | 883     | 827     | 820     | 811     | 803    |
|                       | 遠賀町  | t/年     | 6,704   | 6,833   | 6,362   | 6,266   | 6,069   | 5,887  |
|                       |      | g/人・日   | 936     | 958     | 902     | 916     | 916     | 916    |
|                       | 組合全体 | t/年     | 46,355  | 45,724  | 42,837  | 40,522  | 38,447  | 36,695 |
|                       |      | g/人・日   | 894     | 898     | 854     | 846     | 833     | 822    |

## 第5章 ごみ減量化等の数値目標

### 第1節 国・県等の一般廃棄物減量化目標

ごみの排出抑制や再資源化及び最終処分については、廃棄物処理の基本方針や循環型社会形成推進基本計画において国の目標値が設定されています。また、福岡県廃棄物処理計画においては、国の目標値を踏まえて県の目標値が設定されています。本組合管内の可燃ごみ処理業務を基本協定書に基づき委託している北九州市においても北九州市循環型社会形成推進基本計画の中で、市の目標値が設定されています。よって、これらの目標値等を勘案しつつ、本組合の目標値を設定します。

表5-1 廃棄物処理法の基本方針（平成28年1月改正）における一般廃棄物の目標値

|       | 平成32年度目標値                                  |
|-------|--|
| 排出量   | 平成24年度比：約12%削減<br>1人1日当たりの家庭系ごみ※排出量：500グラム |
| 再生利用率 | 約27%に増加                                    |
| 最終処分量 | 平成24年度比：約14%削減                             |

※生活系ごみから資源ごみ量、集団回収量を除いた量

表5-2 循環型社会形成推進基本計画における一般廃棄物の目標値

|                 | 平成32年度目標値  |
|-----------------|--|
| 国民、事業者双方に係る取組指標 | 「1人1日当たりのごみ排出量（計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた一般廃棄物の排出量を、1人1日当たり換算）」を平成12年度比で約25%減（約890グラム）とすることを目標          |
| 家庭系ごみについて       | 国民のごみ減量化への努力や分別収集の努力を表す代表的な指標として、集団回収量、資源ごみ等を除いた、家庭からの1人1日当たりごみ排出量を、平成12年度比で約25%減（約500グラム）とすることを目標 |
| 事業系ごみについて       | 事業所数の変動が大きいこと、事業所規模によってごみの排出量に顕著な差が見られることなどから、1事業所当たりではなく、事業系ごみの「総量」について、平成12年度比で約35%減とすることを目標     |

表5-3 福岡県廃棄物処理計画の目標値

|       | 平成32年度目標値  |
|-------|--|
| 排出量   | 平成26年度比：1%削減<br>1人1日当たりの家庭系ごみ排出量※：538グラム（平成26年度比：1%削減） |
| 再生利用率 | 約23%に増加  |
| 最終処分量 | 平成26年度比：2%削減   |

出典：福岡県廃棄物処理計画（平成28年3月）

※生活系ごみから資源ごみ量、集団回収量を除いた量

表5-4 北九州市循環型社会形成推進基本計画の目標値

|                  | 平成32年度目標値  |
|------------------|--|
| 市民1人一日当たりの家庭ごみ量※ | 平成21年度比で7%減量（470g/人・日以下）<br>（平成26年度：495g/人・日であり、平成26年度比で約5%削減） |
| リサイクル率           | 35%以上（平成26年度：26.3%）  |

出典：平成28年8月改訂 北九州市循環型社会形成推進基本計画

※生活系ごみから資源ごみ量、集団回収量を除いた量



## 第2節 本組合地域における数値目標

### 1. ごみ排出量の削減目標

ごみ排出量の削減目標は、平成24年度から平成28年度までの5年間の実績値の傾向や国、県、北九州市等の目標値を勘案した結果、組合では基本協定書に基づき可燃ごみ処理業務を北九州市に委託していることから、北九州市の目標値に準じた取り組みを実施していくことが適切であると考え、平成33年度（中間目標年度）における可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの1人1日当たり排出量を、直近年度（平成28年度）比で5%削減することとします。また、遠賀・中間リレーセンター及び中間・遠賀リサイクルプラザにおけるごみ受入量を、直近年度（平成28年度）比で10%削減することとします。

### 2. 資源化の目標

資源化の目標は、資源化の取組をさらに進めることにより、平成33年度（中間目標年度）におけるリサイクル率を30%以上とすることとします。

### 3. 最終処分目標

本組合が行う最終処分については、ごみ排出量の削減と資源化を推進することにより、組合地域全体における平成33年度最終処分率を極力増加させないこととします。

### 4. 数値目標のまとめ

| 組合地域全体におけるごみ減量化等の目標（平成33年度目標）   |                  |
|---|------------------|
| ○ごみ排出量の削減目標：  |                  |
| ①可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの1人1日当たり排出量<br>（平成28年度：733g/人・日 → 平成33年度：697g/人・日）     | 平成28年度比で5%削減     |
| ②ごみ受入量※（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ）<br>（平成28年度：39,128t/年 → 平成33年度：35,216t/年） | 平成28年度比で10%削減    |
| ○資源化の目標：  | リサイクル率30%以上      |
| （組合地域全体のリサイクル率 平成28年度：22.5% → 平成33年度：30%以上）                           |                  |
| ○最終処分の目標：   | 最終処分率を極力増加させないこと |

※ごみ受入量：遠賀・中間リレーセンター及び中間・遠賀リサイクルプラザにおいて受け入れるごみ量

なお、ごみ排出量の削減目標は2種類あることから、これらの目標をそれぞれ達成した場合のごみ排出量を試算すると、次のとおりです。

平成33年度に「可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの1人1日当たり排出量を平成28年度比で5%削減」という目標を達成した場合、平成28年度実績733g/人・日に対し、平成33年度は697g/人・日となります(表5-5①)。

一方、平成33年度に「ごみ受入量(可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ)を平成28年度比で10%削減」という目標を達成した場合、平成28年度実績39,128t/年に対し、平成33年度は35,216t/年となります(表5-5②)。

表5-5 目標達成時のごみ排出量(組合全体)

①可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの1人1日当たり排出量を平成28年度比で5%削減した場合

(単位:g/人・日)

| 区分         | 実績      | 目標      |         |         |
|------------|---------|---------|---------|---------|
|            | H28     | H33     | H38     | H43     |
| 行政区域内人口(人) | 137,325 | 131,235 | 126,547 | 122,089 |
| 計画収集人口(人)  | 137,325 | 131,235 | 126,547 | 122,089 |
| 可燃ごみ       | 686     | 651     | 651     | 651     |
| 不燃ごみ       | 20      | 20      | 20      | 20      |
| 粗大ごみ       | 27      | 26      | 26      | 26      |
| 合計         | 733     | 697     | 697     | 697     |

②ごみ受入量\*を平成28年度比で10%削減した場合

(単位:t/年)

| 区分   | 実績     | 目標     |        |        |
|------|--------|--------|--------|--------|
|      | H28    | H33    | H38    | H43    |
| 可燃ごみ | 34,382 | 30,943 | 29,829 | 28,848 |
| 不燃ごみ | 1,021  | 920    | 886    | 858    |
| 粗大ごみ | 1,354  | 1,218  | 1,183  | 1,147  |
| 資源ごみ | 2,371  | 2,135  | 2,053  | 1,986  |
| 合計   | 39,128 | 35,216 | 33,951 | 32,839 |

\*ごみ受入量：遠賀・中間リレーセンター及び中間・遠賀リサイクルプラザにおいて受け入れるごみ量(可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ)

(備考) ごみ排出量削減の数値目標を構成市町ごとに当てはめて、それぞれ目標達成時のごみ排出量を試算し、それらを合計したものを組合の目標とした。

## 5. 目標達成時の構成市町のごみ排出量

前項で設定したごみ排出量の削減目標（2種類）を構成市町ごとに当てはめて、それぞれ目標を達成した場合のごみ排出量を試算すると、次のとおりです。

### 1) 中間市

平成33年度に「可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの1人1日当たり排出量を平成28年度比で5%削減」という目標を達成した場合、平成28年度実績716g/人・日に対し、平成33年度は680g/人・日となります（表5-6①）。

一方、平成33年度に「ごみ受入量（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ）を平成28年度比で10%削減」という目標を達成した場合、平成28年度実績11,933t/年に対し、平成33年度は10,740t/年となります（表5-6②）。

### 2) 水巻町

平成33年度に「可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの1人1日当たり排出量を平成28年度比で5%削減」という目標を達成した場合、平成28年度実績762g/人・日に対し、平成33年度は724g/人・日となります（表5-6①）。

一方、平成33年度に「ごみ受入量（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ）を平成28年度比で10%削減」という目標を達成した場合、平成28年度実績8,548t/年に対し、平成33年度は7,693t/年となります（表5-6②）。

### 3) 芦屋町

平成33年度に「可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの1人1日当たり排出量を平成28年度比で5%削減」という目標を達成した場合、平成28年度実績722g/人・日に対し、平成33年度は686g/人・日となります（表5-6①）。

一方、平成33年度に「ごみ受入量（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ）を平成28年度比で10%削減」という目標を達成した場合、平成28年度実績3,959t/年に対し、平成33年度は3,564t/年となります（表5-6②）。

### 4) 岡垣町

平成33年度に「可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの1人1日当たり排出量を平成28年度比で5%削減」という目標を達成した場合、平成28年度実績710g/人・日に対し、平成33年度は674g/人・日となります（表5-6①）。

一方、平成33年度に「ごみ受入量（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ）を平成28年度比で10%削減」という目標を達成した場合、平成28年度実績8,849t/年に対し、平成33年度は7,964t/年となります（表5-6②）。

### 5) 遠賀町

平成33年度に「可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの1人1日当たり排出量を平成28年度比で5%削減」という目標を達成した場合、平成28年度実績779g/人・日に対し、平成33年度は740g/人・日となります（表5-6①）。

一方、平成33年度に「ごみ受入量（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ）を平成28年度比で10%削減」という目標を達成した場合、平成28年度実績5,839t/年に対し、平成33年度は5,255t/年となります（表5-6②）。

表 5 - 6 目標達成時のごみ排出量（構成市町）

①可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの1人1日当たり排出量を平成28年度比で5%削減した場合

(単位:g/人・日)

| 市町  | 区分                   | 実績     | 目標     |        |        |
|-----|----------------------|--------|--------|--------|--------|
|     |                      | H28    | H33    | H38    | H43    |
| 中間市 | 行政区域内人口(人)           | 42,769 | 39,306 | 37,648 | 36,219 |
|     | 計画収集人口(人)            | 42,769 | 39,306 | 37,648 | 36,219 |
|     | 可燃ごみ<br>不燃ごみ<br>粗大ごみ | 716    | 680    | 680    | 680    |
| 水巻町 | 行政区域内人口(人)           | 28,903 | 27,519 | 26,357 | 25,214 |
|     | 計画収集人口(人)            | 28,903 | 27,519 | 26,357 | 25,214 |
|     | 可燃ごみ<br>不燃ごみ<br>粗大ごみ | 762    | 724    | 724    | 724    |
| 芦屋町 | 行政区域内人口(人)           | 14,193 | 13,709 | 12,951 | 12,250 |
|     | 計画収集人口(人)            | 14,193 | 13,709 | 12,951 | 12,250 |
|     | 可燃ごみ<br>不燃ごみ<br>粗大ごみ | 722    | 686    | 686    | 686    |
| 岡垣町 | 行政区域内人口(人)           | 32,129 | 31,960 | 31,440 | 30,845 |
|     | 計画収集人口(人)            | 32,129 | 31,960 | 31,440 | 30,845 |
|     | 可燃ごみ<br>不燃ごみ<br>粗大ごみ | 710    | 674    | 674    | 674    |
| 遠賀町 | 行政区域内人口(人)           | 19,331 | 18,741 | 18,151 | 17,561 |
|     | 計画収集人口(人)            | 19,331 | 18,741 | 18,151 | 17,561 |
|     | 可燃ごみ<br>不燃ごみ<br>粗大ごみ | 779    | 740    | 740    | 740    |

②ごみ受入量※を平成28年度比で10%削減した場合

(単位:t/年)

| 市町  | 区分                           | 実績     | 目標     |        |       |
|-----|------------------------------|--------|--------|--------|-------|
|     |                              | H28    | H33    | H38    | H43   |
| 中間市 | 可燃ごみ<br>不燃ごみ<br>粗大ごみ<br>資源ごみ | 11,933 | 10,740 | 10,292 | 9,929 |
| 水巻町 |                              | 8,548  | 7,693  | 7,368  | 7,070 |
| 芦屋町 |                              | 3,959  | 3,564  | 3,365  | 3,193 |
| 岡垣町 |                              | 8,849  | 7,964  | 7,838  | 7,711 |
| 遠賀町 |                              | 5,839  | 5,255  | 5,088  | 4,936 |

※ごみ受入量：遠賀・中間リレーセンター及び中間・遠賀リサイクルプラザにおいて受け入れるごみ量（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ）

## 第6章 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

### 第1節 基本方針

本組合地域における循環型社会形成の推進及びごみの適正処理に向けての基本方針を次のように定めます。

#### ごみ処理の基本方針

##### 1) 循環型社会形成の推進

構成市町並びに組合は、北九州市と広域的な連携を図り、ごみの排出抑制、再使用、再資源化の3Rを基本とする循環型社会形成の構築を目指します。

##### 2) ごみの排出抑制の推進

本組合地域を構成する各市町は、ごみの排出抑制に関する普及・啓発活動やごみ減量行動などに積極的に取り組み、ごみの排出抑制を進めていくものとします。

##### 3) 資源化の推進

本組合地域を構成する各市町は、資源ごみの分別収集の徹底、集団回収やその他の取組に対する支援、事業者に対する再資源化の働きかけを通じてリサイクルに取り組み、組合では搬入ごみからの資源回収に努めることにより、地域全体として資源化を推進していきます。

##### 4) ごみの適正処理

廃棄物処理法や各リサイクル法に基づき、廃棄物（ごみ）の適正処理・処分を行い、快適な生活環境づくりを推進します。

##### 5) 中間処理施設の適正管理

ごみの適正処理を継続していくため、本組合が所管するごみの中間処理施設（遠賀・中間リレーセンター及び中間・遠賀リサイクルプラザ）については、引き続き適正な管理と機能の維持に努めるとともに、今後は基幹的設備の更新など施設の延命化について検討していきます。

##### 6) 最終処分場の適正管理

本組合が所管する一般廃棄物最終処分場は、残余容量にはまだ余裕がありますが、埋立開始から29年が経過しており浸出液処理施設等の設備の老朽化が進んでいることから、最終処分場の延命化について検討するとともに、適正な最終処分を図ります。

## 第2節 ごみの計画処理区域と処理主体

### 1. 計画処理区域

ごみの計画処理区域は、中間市、水巻町、芦屋町、岡垣町、遠賀町の全域とします。

### 2. ごみ処理の実施主体及び管理・運営体制

ごみ処理の実施主体及び管理・運営体制については、今後も現行の体制を継続していくものとします。

表6-1 ごみ処理の実施主体及び管理・運営体制

| 区 分          | 体 制  |                     | 実施主体                 | 運営形態 |
|--------------|------|---------------------|----------------------|------|
|              | 可燃ごみ | 不燃ごみ                |                      |      |
| 収集・運搬        | 可燃ごみ | 遠賀・中間地域<br>広域行政事務組合 | 許可及び委託               |      |
|              | 不燃ごみ |                     |                      |      |
|              | 粗大ごみ |                     |                      |      |
|              | 資源ごみ |                     |                      |      |
| 中間処理<br>最終処分 | 可燃ごみ | 遠賀・中間地域<br>広域行政事務組合 | 基本協定書に基づき<br>北九州市へ委託 |      |
|              | 不燃ごみ | 遠賀・中間地域<br>広域行政事務組合 | 直営                   |      |
|              | 粗大ごみ |                     |                      |      |
|              | 資源ごみ |                     |                      |      |

### 第3節 排出抑制・再資源化計画

#### 1. ごみの排出抑制・減量化への取り組み

ごみの排出量を抑制し最終処分量の削減を図るためには、住民・事業者・行政が一体となり、同じ意識を持って課題の解決に取り組んでいくことが重要となります。

#### 2. ごみの排出抑制及び再資源化のための方策

ごみの排出抑制と資源化（リサイクル）の推進を図るため、現在行っている取り組みを継続するほか、組合の構成市町と連携して取り組む施策として以下の取り組みについて検討を行います。

表6-2 ごみの排出抑制・減量化のための取り組み  
 <現在の取り組み（施策）>

| 区分   | 取り組み（施策）   |
|------|--|
| 構成市町 | ・住民への指導・啓発   |
|      | ・事業所への指導・啓発  |
|      | ・集団資源回収奨励金（新聞紙、雑誌、雑紙、古着、ビン、アルミ缶）                       |
|      | ・古着の拠点回収   |
|      | ・廃食用油回収  |
|      | ・生ごみ処理容器、ダンボールコンポストの購入助成                               |
|      | ・電気式生ごみ処理機購入費助成  |
|      | ・使用済小型家電拠点回収   |
|      | ・水銀使用廃製品回収（体温計、温度計、血圧計他）                               |
|      | ・乾電池の拠点回収  |
|      | ・蛍光灯の拠点回収  |
|      | ・「残しま宣言」運動（北九州市施策）への参画                                 |
| 組 合  | ・自己搬入されたごみのうち、木材、草、剪定枝を民間業者へ資源化委託                      |
|      | ・自己搬入されたごみのうち、新聞紙、雑誌、ダンボールの売却                          |
|      | ・鉄、アルミ、ベッドスプリング等の金属売却                                  |
|      | ・使用済小型家電リサイクル  |
|      | ・乾電池リサイクル  |
|      | ・蛍光灯リサイクル  |
|      | ・古着リサイクル   |
|      | ・容器包装リサイクル法に基づく資源化<br>（プラスチック製容器包装、ビン・カン、ペットボトル、食品トレイ） |
|      | ・紙パックをトイレトペーパーにリサイクル                                   |
|      | ・リレーセンターに持ち込まれた家具類の再生品化                                |
|      | ・ごみ組成調査  |

<参考：ごみ減量化に関する取り組み（施策）事例>

| 区分                | 取り組み（施策）  |
|-------------------|---|
| 行政の<br>取り組み<br>例  | ・ ホームページ、広報誌、SNS 等を活用した情報提供                       |
|                   | ・ 食品ロスの削減（生ごみ3きり運動の推進、3010 運動の推進等）                |
|                   | ・ ごみ中の食品ロスの割合調査                                   |
|                   | ・ 事業系ごみの展開検査等による、紙類等の資源ごみの混入状況調査                  |
|                   | ・ 多量排出事業者ごとの処理実態の把握                               |
| 家庭での<br>取り組み<br>例 | ・ レジ袋を断る、マイバッグ持参の推進（1枚：約5～7g）                     |
|                   | ・ 過剰包装を断る（包装紙1枚：約10～40g）                          |
|                   | ・ 割り箸を貰わない（1膳：約4～5g）、使い捨ておしぼりを貰わない（1枚：約5g）        |
|                   | ・ 食べ残しをなくす（ごはん茶碗1杯：約150g、食パン6枚切り1枚：約60g）          |
|                   | ・ 食品を買い過ぎない（じゃがいも1個：約100g、トマト中玉1個：約150g）          |
|                   | ・ 生ごみのひと絞り（1世帯1日当たり：約40g）                         |
|                   | ・ 詰め替え可能な商品を選択する<br>（シャンプーボトルと詰め替え用パックの差：約40～80g） |
|                   | ・ 菓子の空き箱を集団回収へ出す（1箱：約30～40g）                      |
|                   | ・ レンタル品、中古品の利用                                    |
|                   | ・ フリーマーケットの利用                                     |
|                   | ・ 修理して使えるものはすぐ捨てずに修理して使う                          |
| 事業者の<br>取り組み<br>例 | ・ 包装の簡素化、過剰包装の自粛（包装紙1枚：約10～40g）                   |
|                   | ・ 量り売り、ばら売りの促進                                    |
|                   | ・ OA用紙をリサイクル業者回収に出す（A4用紙500枚：約3kg）                |
|                   | ・ 機密書類等のシュレッダーくずをリサイクル業者回収に出す（45L袋：約3kg）          |
|                   | ・ 新聞・チラシをリサイクル業者回収に出す（1紙分：約180g）                  |
|                   | ・ 段ボールをリサイクル業者回収に出す（1枚：約0.5～1kg）                  |
|                   | ・ 食品廃棄物をリサイクル業者回収に出す（45L容器：約20kg）                 |
|                   | ・ 木くず類、布類をリサイクル業者回収に出す                            |
|                   | ・ 電算化、ペーパーレス化の促進                                  |
|                   | ・ 多量排出事業者における廃棄物減量計画の作成                           |



#### 第4節 収集・運搬計画

ごみの収集・運搬については、現行の体制を維持していくこととし、本組合が主体となり毎年定める収集・運搬計画（一般廃棄物処理実施計画）に基づいて行うこととします。

具体的なごみ種別ごとの収集・運搬体制について以下に示します。

表6-3 ごみ種別ごとの収集・運搬体制

| 種類    |                 | 収集主体 | 収集区域                  | 収集回数           | 収集容器           | 収集方法           |            |
|-------|-----------------|------|-----------------------|----------------|----------------|----------------|------------|
| 生活系ごみ | 可燃ごみ            | 組合   | 管内全域                  | 週2回            | 指定袋            | ステーション         |            |
|       | 不燃ごみ            |      |                       | 月1回            |                |                |            |
|       | ビン・カン           |      |                       | 月2回            |                |                |            |
|       | プラスチック製<br>容器包装 |      |                       | 月2回            |                |                |            |
|       | 粗大ごみ            |      |                       | 月1回            | 指定シール          |                | 戸別収集       |
|       | 拠点回収<br>資源物     |      |                       | ペットボトル         | 随時             |                | 回収<br>ボックス |
| 紙パック  |                 |      |                       |                |                |                |            |
| 食品トレイ |                 |      |                       |                |                |                |            |
| 事業系ごみ | 可燃ごみ            | 許可業者 | 管内全域<br>(業者毎<br>指定区域) | 許可業者との<br>収集契約 | 指定袋            | 許可業者との<br>収集契約 |            |
|       | 不燃ごみ            |      |                       |                |                |                |            |
|       | ビン・カン           |      |                       |                |                |                |            |
| 自己搬入  | 可燃ごみ            | 排出者  | 管内全域                  | 必要の都度          | 飛散・流出<br>しない方法 |                |            |
|       | 不燃ごみ            |      |                       |                |                |                |            |
|       | 粗大ごみ            |      |                       |                |                |                |            |

## 第5節 中間処理計画

中間処理については、現行の体制を継続することとし、ごみ種別毎に適正に処理を行います。

なお、本組合は可燃ごみ処理施設を有しておらず、平成19年度より基本協定書に基づき可燃ごみ・可燃残渣の焼却及び焼却残渣の最終処分を北九州市に委託しています。安定したごみ処理事業を継続していくためには、北九州市との連携が必要不可欠であることから、今後も北九州市と一体となった資源循環型都市圏の形成に向け、北九州市との広域連携を維持し、各種ごみの適正処理を図ります。

### 1. 中間処理対象物と処理方法

#### 1) 可燃ごみ

可燃ごみについては、遠賀・中間リレーセンター（中継施設）にて圧縮・積み替えを行い、基本協定書に基づき処理を委託している北九州市のごみ処理施設へ搬出し、焼却処理及び焼却残渣の最終処分を行います。なお、新聞紙・雑誌・段ボールは民間業者へ売却し、木材・草・剪定枝については、民間許可業者への処理委託を通じて資源化を行います。

#### 2) 不燃ごみ・粗大ごみ

不燃ごみ及び粗大ごみは、遠賀・中間リレーセンターへ搬入し、破碎・剪断・圧縮等の中間処理を行い、鉄・アルミ等の資源物を回収後、可燃残渣については可燃ごみとともに北九州市へ搬出し、不燃残渣については、組合最終処分場にて最終処分を行います。なお、回収した資源物（使用済小型家電・鉄・アルミ・乾電池・蛍光灯・水銀体温計等）については民間業者への売却や処理委託を通じて資源化を行います。

#### 3) 資源ごみ

資源ごみ（集団回収を除く）については、中間・遠賀リサイクルプラザへ搬入し選別・圧縮・再生処理等の中間処理を行い、資源化できるものは可能な限り資源化を行います。発生する可燃残渣及び不燃残渣は遠賀・中間リレーセンターへ搬出し、同施設で発生する残渣と同様の処理を行います。また、埋立残渣は組合最終処分場にて最終処分を行います。

### 2. 中間処理施設の適正管理

ごみの適正処理を継続していくため、遠賀・中間リレーセンター及び中間・遠賀リサイクルプラザについては、引き続き適正な管理と機能の維持に努めるとともに、今後は基幹的設備の更新など施設の延命について検討していきます。

## 第6節 最終処分計画

最終処分については、ごみの排出抑制及びリサイクルを推進した上で、どうしても処分する必要が生じた廃棄物を適正に処分します。

### 1. 最終処分対象物と処分方法

最終処分方法は、現行の体制を継続することとし、焼却残渣については基本協定書に基づき可燃ごみ処理業務を委託している北九州市において最終処分を行い、その他の中間処理残渣については本組合が所管する最終処分場において最終処分を行います。

### 2. 最終処分場の適正管理

最終処分場に関しては、残余容量にはまだ余裕がありますが、埋立開始から29年が経過しており浸出液処理施設等の設備の老朽化が進んでいることから、最終処分場の延命化について検討するとともに、適正な最終処分を図ります。

## 第7節 その他の計画

### 1. 不適正処理・不法投棄の防止

ごみの不適正処理及び不法投棄を防止するために組合構成市町と連携し、啓発やパトロール等の対策を行います。

### 2. 環境教育、普及・啓発活動の推進

ごみ問題や環境問題に対する理解と関心を深めるため、遠賀・中間リレーセンター及び中間・遠賀リサイクルプラザへの施設見学の受け入れのほか、自治会や各種団体の会合におけるごみの排出抑制・リサイクルに関する説明会や広報誌等によるごみの分別方法についての情報提供等、組合構成市町が行う取り組みに対し、本組合として必要な支援・協力を行います。

### 3. 処理困難物について

本組合で、処理困難物として定める廃棄物については、収集・運搬・処理対象外とします。これらの処理困難物に関する排出先・排出方法等の情報提供等、組合構成市町が行う取り組みに対し、本組合として必要な支援・協力を行います。

### 4. 特別管理一般廃棄物について

#### 1) PCBを部品中に使用した廃電気製品

PCBを使用した部品を含む廃電気製品については、本組合では処理できないため、排出者自らが販売店や製造業者へ引き渡すものとします。

#### 2) 廃水銀（一般廃棄物である水銀使用製品から回収された廃水銀）

水銀を使用した廃製品（乾電池、蛍光灯、水銀体温計等）については、他のごみと区分して拠点回収し、民間業者に処理を委託するものとします。

### 5. 災害廃棄物について

地震や水害等の大規模災害発生時には、一時的に大量の災害廃棄物が発生し、本組合だけでは対応が困難となることが想定されます。このため、以下のような対応について、組合構成市町と協議・調整を進めていきます。

- 地域内で発生した災害廃棄物への対応について、組合と構成市町の連携体制と役割分担の明確化。
- 災害廃棄物の一時保管場所（仮置場）候補地の検討、設定。
- 災害発生等の非常時に収集運搬、処理・処分等の対応が困難となった場合に備えて、福岡県、県内市町村・一部事務組合及び関係団体等との連携体制、相互支援体制の強化。
- 災害廃棄物処理計画の策定。